

## 平成十年農林水産省令第八十三号

## 種苗法施行規則

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第六項、第四条第二項、第五条第一項及び第二項、第六條第一項、第七條第二項及び第三項、第十一條第一項、第十八條第三項、第二十条第二項第一号、第二十一条第三項、第二十二条第二項、第三十八條第一項、第四十六條、第四十七條第一項、第四十九條第一項並びに第五十条第一項第六号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、種苗法施行規則（昭和五十三年農林水産省令第十七号）の全部を改正する省令を次のように定める。

## （農林水産植物の区分）

第一条 種苗法（以下「法」という。）第二条第七項の農林水産省令で定める区分は、別表第一の左欄に掲げるとおりとし、各区分に属する農林水産植物は、それぞれ相当中欄に掲げるとおりとする。

## （永年性植物の種類）

第二条 法第四条第二項の農林水産省令で定める農林水産植物の種類は、木本の植物とする。

## （書面の用語等）

第三条 法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下「品種登録出願」という。）に関する書面は、次項及び第三項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、出願者及び同条第二項に規定する出願品種（以下「出願品種」という。）の育成をした者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願品種の名称については、ローマ字を用いることができる。

2 品種登録出願に関する書面は、農林水産植物の種類の名に於いては、ローマ字で書かなければならない。

3 委任状その他の書面であつて、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない。

## 第四条 削除

## （願書の記載事項等）

第五条 法第五条第一項第二号の農林水産植物の種類については、別表第二に掲げる出願品種の属する種又は属の学名及び和名を記載するものとする。ただし、同表に出願品種の属する種又は属が掲げられていない場合にあつては、その属する種又は属を特定することができる学名及び和名並びにこれらを特定するために必要な事項を記載するものとする。

2 法第五条第一項の願書には、重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならぬもの以外のもので農林水産大臣が定めて公示する重要な形質については、出願者が当該重要な形質に係る特性が第七条第一項第一号に該当しないと認める場合には、当該特性を記載しないことができる。

3 法第五条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 出願品種が外国に対する品種登録出願に相当する出願をした品種である場合には、当該出願をした国名及び当該出願に係る名称

二 出願者が法第十一条第一項の規定により優先権を主張する場合には、その旨並びに最先の締約国出願をした国名（政府間機関の場合にあつては、その名称）及び締約国出願日又は特定国出願のうち最先の出願（その者が特定国に属する場合は、当該特定国出願。以下「最先の特定国出願」という。）をした国名及び特定国出願日

三 出願品種の種苗又は収穫物が、出願の前日に業として譲渡されていた場合（試験若しくは研究のために譲渡されていた場合又は育成者の意に反して譲渡されていた場合を除く。）にあつては、日本国内における最初の譲渡の日並びに外国における最初の譲渡の日及び当該譲渡を行つた国

## 四 提出物件及び添付書類の目録

五 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省令第一号）第十条の確認書の番号

六 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第十二条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省令第四十一号）第十四条の確認書の番号

七 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第十七条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）第十六条の確認書の番号

八 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十五条第二項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）第十八条の確認書の番号

九 花き振興に関する法律（平成二十六年法律第二百二号）第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び花き振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第六十四号）第六条の確認書の番号

十 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第四十二条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）第二十一条の確認書の番号

4 願書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

## （願書に添付する書面）

第六条 法第五条第一項の願書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、第四号の書面は、出願の際に添付できない場合には、出願の日の翌日から起算して三月以内に提出することができる。

一 出願者の全部又は一部が出願品種の育成をした者以外の者であるときは、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面

二 代理人により出願するときは、その権限を証明する書面

三 出願者が外国人であるときは、次に掲げる書面

イ 出願者が日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所。以下この号において「住所等」という。）を有するときは、出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面

ロ 法第十条第一号又は第二号の場合には、出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面

ハ 法第十条第三号の場合には、出願者が同号に規定する国の国籍を有することを証明する書面、当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）及び当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面

ニ 法第十条第四号の場合には、出願者が日本国以外の同号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面

四 出願者が法第十一条第一項の規定により優先権を主張するときは、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があつたことを証明する書面

## （説明書の記載事項等）

第七条 法第五条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五条第一項第四号の特性のうちそれにより他の植物体と明確に区別されることとなる特性

二 出願品種の育成及び繁殖の方法



4 第十一条の三の規定は、法第十七条の二第三項の規定による調査に係る手数料について準用する。

(品種登録に係る公示事項)

第十三条 法第十八条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録品種の審査特性の概要
- 二 登録品種の育成をした者の氏名
- 三 出願公表の年月日

(品種登録証の交付)

第十四条 農林水産大臣は、品種登録をしたときは、育成者権者に登録品種の審査特性を記載した書面を添えて品種登録証を交付するものとする。

2 前項の品種登録証は、別記様式第八号による。

(従属品種を育成する方法)

第十五条 法第二十条第二項第一号の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 変異体の選抜
- 二 戻し交雑
- 三 遺伝子組換え
- 四 細胞融合(非対称融合に限る。)
- 五 ゲノム編集(遺伝子組換えを除く。)

(輸出等の行為に係る制限の届出書)

第十六条 法第二十一条の二第一項の規定による届出(第一号に係るものに限る。)は別記様式第八号の二により、同項の規定による届出(第二号に係るものに限る。)は別記様式第八号の三によりしなければならない。

2 法第二十一条の二第一項の規定による届出(第一号に係るものに限る。)について、指定国がない場合には、届出書にその旨を記載しなければならない。

3 法第二十一条の二第二項の規定による届出は、別記様式第八号の四又は様式第八号の五によりしなければならない。

(制限が付されている旨等の表示)

第十六条の二 法第二十一条の二第五項及び第六項に規定する同条第一項第一号又は第二号に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について公示がされている旨の表示は、次の各号に掲げるものいづれかとする。

- 一 同項第一号に規定する制限のみが付されている場合 次に掲げるものいづれか
  - イ 「海外持出禁止(農水省H P)参照」の文字
  - ロ 「海外持出禁止(農林水産大臣公示有)」の文字
  - ハ 「〇〇のみ輸出可(農水省H P)参照」の文字(〇〇は、指定国名とする。以下同じ。)
- ニ 「〇〇のみ輸出可(農林水産大臣公示有)」の文字
- ホ 「利用制限あり(農水省H P)参照」の文字
- 二 同項第二号に規定する制限のみが付されている場合 次に掲げるものいづれか
  - イ 「△△内のみ栽培可(農水省H P)参照」の文字(△△は、指定地域名とする。以下同じ。)
  - ロ 「△△内のみ栽培可(農林水産大臣公示有)」の文字
  - ハ 「利用制限あり(農水省H P)参照」の文字
  - 三 同項第一号及び第二号に規定する制限が付されている場合 次に掲げるものいづれか
    - イ 「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可(農水省H P)参照」の文字
    - ロ 「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可(農林水産大臣公示有)」の文字
    - ハ 「〇〇のみ輸出可及び△△内のみ栽培可(農水省H P)参照」の文字
    - ニ 「〇〇のみ輸出可及び△△内のみ栽培可(農林水産大臣公示有)」の文字

ホ 「利用制限あり(農水省H P)参照」の文字

(指定国又は指定地域の追加に係る届出書)

第十六条の三 法第二十一条の三第一項の規定による届出(同項の規定による指定国の追加に係るものに限る。)

2 法第二十一条の三第二項の規定による届出は、別記様式第八号の九又は様式第八号の九によりしなければならない。

(届出の取下げに係る届出書)

第十六条の四 法第二十一条の四第一項の規定による届出(法第二十一条の二第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定による届出の取下げに係るものに限る。)

2 法第二十一条の四第二項の規定による届出は、別記様式第八号の十二又は様式第八号の十三によりなければならない。

(類似の農林水産植物の種類)

第十七条 法第二十一条の二第二項の農林水産省令で定める農林水産植物の種類は、登録品種が属する属の他の農林水産植物の種類とする。

第十八条 法第二十八条第二項の裁定の申請は、別記様式第九号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(判定の求めの手續)

第十八条の二 法第三十五条の三第一項の規定による求めは、別記様式第九号の二によりしなければならない。

(判定に係る現地調査又は栽培試験の実施方法等)

第十八条の三 法第三十五条の三第三項において準用する現地調査又は栽培試験は、同条第一項の規定により判定を求めた品種の特性(同項の登録品種の審査特性に対応するものに限る。))について調査するものとする。

2 研究機構は、気象災害、病虫害の発生その他の事情により法第三十五条の三第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 法第三十五条の三第三項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第九号の三によりしなければならない。

4 第十一条の三の規定は、法第三十五条の三第二項の規定による調査に係る手数料について準用する。この場合において、第十一条の三第四項中「別記様式第六号の三」とあるのは、「別記様式第九号の四」と読み替えるものとする。

(登録料の額等)

第十九条 法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。

各年の区分		金額
第一年から第九年まで	毎年	四千五百円
第十年から第三十年まで	毎年	三万円

2 登録料(法第四十五条第八項の割増登録料を含む。以下同じ。)

3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、前項の品種登録料納付書にその旨及び農林漁業有機物資源

のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則第十条の確認書の番号を記載しなければならぬ。

4 米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律第十二条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律施行規則第十四条の確認書の番号を記載しなければならない。

5 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十七条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則第十六条の確認書の番号を記載しなければならない。

6 福島復興再生特別措置法第六十五条第三項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則第十八条の確認書の番号を記載しなければならない。

7 花きの振興に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び花きの振興に関する法律施行規則第六条の確認書の番号を記載しなければならない。

8 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第四十二条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第二十一条の確認書の番号を記載しなければならない。

第十九条の二 法第四十七条第二項の現地調査若しくは栽培試験又は同条第三項において準用する現地調査若しくは栽培試験は、登録品種の特性（当該登録品種の審査特性に対応するものに限る。）について調査するものとする。

2 研究機構は、気象災害、病害虫の発生その他の事情により法第四十七条第三項において準用する現地調査又は栽培試験の実施に支障が生じたときは、その旨を速やかに農林水産大臣に通知するものとする。

3 法第四十七条第三項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第十号の二によりしなければならない。

第二十條 法第五十三条第一項の規定により証明、品種登録簿の謄本若しくは抄本の交付又は書類の閲覧若しくは謄写の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 出願品種にあつては、品種登録出願の番号及び出願品種の名称
- 二 登録品種にあつては、品種登録の番号及び登録品種の名称
- 三 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 四 請求事項（手数料の額）

第二十一条 法第五十四条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表のとおりとする。

	金額
一 納付しなければならない者	一件につき千五百円
二 法第五十三条第一項第一号の規定により証明を請求する者	一件につき三百五十円
三 法第五十三条第一項第二号の規定により品種登録簿の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円
三 法第五十三条第一項第三号の規定により品種登録簿の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき二百二十円

四 法第五十三条第一項第三号の規定により願書又はこれに添付した写真 一件につき千五百円  
その他の資料の閲覧又は謄写を請求する者

2 手数料は、請求書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。  
(品種登録表示)

第二十一条の二 法第五十五条第一項及び第二項に規定する品種登録されている旨の表示は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。  
一 「登録品種」の文字  
二 「品種登録」の文字及びその品種登録の番号  
三 別記様式第十号の三から様式第十号の六までに定める標章のいずれか  
(種苗業者の届出)

第二十二條 法第五十八条第一項の規定による届出は、別記様式第十一号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 法第五十八条第一項ただし書の農林水産省令で定める種苗業者は、都道府県及び指定種苗を専ら種苗業者以外の者に販売することを業とする者とする。

3 法第五十八条第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、営業所の所在地とする。  
(指定種苗の表示事項)

第二十三條 法第五十九条第一項第四号の発芽率は、次の各号に掲げるところにより表示するものとする。  
一 法第五十九条第一項第四号の採種の年月を表示する場合にあつては、同項の規定により表示をし、又は証票を添付した年月における最低の率をもって、「何年何月現在 発芽率 何%以上」のように表示すること。

二 法第五十九条第一項第四号の有効期限を表示する場合であつて、かつ、同項の規定により表示をし、又は証票を添付した年月における最低の率をもって同号の発芽率を表示する場合にあつては、「何年何月現在 発芽率 何%以上」のように表示すること。

三 法第五十九条第一項第四号の有効期限を表示する場合であつて、かつ、当該有効期限までの間保証する発芽率をもって同号の発芽率を表示する場合にあつては、「発芽率 何%以上」のように表示すること。

2 家庭園芸用種苗（その用途が専ら家庭園芸用であるものとして販売される種苗をいう。）であつて農林水産大臣の指定するものに係る法第五十九条第一項第四号の発芽率は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が定める方法により表示することができる。

3 法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 食用及び飼料の用に供される農林水産植物（果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であつて、農薬（農薬取締法第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年農林水産省令・環境省令第四号）各号に掲げる農薬をいう。以下同じ。）を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数（農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第十四条第二項第四号に規定する生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用した回数（農薬の容器又は包装に同項第五号に規定する総使用回数及使用時期又は使用の態様の区分ごと）に記載されているときは、当該区分ごとの使用回数）をいう。）

二 食用農林水産植物以外の農林水産植物の種苗であつて、農薬により病害虫の防除をしたものについては、その旨及び使用した農薬に含有する有効成分の種類

三 種菌については、製造の年月及び農林水産大臣の指定する有害菌類の有無  
(身分を示す証明書)

第二十四條 法第六十二条第二項の証明書は、別記様式第十二号による。  
法第六十三条第四項の証明書は、別記様式第十三号による。

(指定種苗の集取の区分)  
**第二十五条** 法第六十三条第一項の規定により農林水産大臣が研究機構又は独立行政法人家畜改良センターに、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させる場合の区分は、次の表のとおりとする。

指定種苗の区分	集取を行わせる独立行政法人
穀類、豆類、いも類、工芸農作物、野菜、果樹、花き及び芝草	研究機構
飼料作物	独立行政法人家畜改良センター

(検査の結果の報告)

**第二十六条** 法第六十三条第三項の規定による検査の結果の報告は、検査の終了後遅滞なく、別記様式第十四号による報告書を農林水産大臣に提出してするものとする。

(報告)

**第二十七条** 種苗法施行令(平成十年政令第三百六十八号)第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、指定種苗を集取した場合にあっては第一号に掲げる事項を、報告を命じた場合にあっては第二号に掲げる事項を、書類の提出を命じた場合にあっては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 指定種苗を集取した種苗業者の氏名又は名称及び住所、指定種苗を集取した日時及び場所並びに検査の内容及び結果

二 報告を命じた種苗業者の氏名又は名称及び住所並びに当該種苗業者がした報告の内容

三 書類の提出を命じた種苗業者の氏名又は名称及び住所並びに当該種苗業者が提出した書類の種類

(権限の委任)

**第二十八条** 法第五十九条第四項及び第六十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限のうち、一の地方農政局の管轄区域内のみ営業所を設けて種苗を販売する法第二条第六項に規定する種苗業者(一の都道府県の区域内のみ営業所を設けて稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗を販売するものを除く。)に関するものは、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則抄

**第一条** この省令は、法の施行の日(平成十年十二月二十四日)から施行する。

(指定種苗に関する経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現に改正前の種苗法施行規則(以下「旧規則」という。)第三条第二項の規定により農林水産大臣の指定を受けている家庭園芸用種苗は、改正後の種苗法施行規則(以下「新規則」という。)第二十三条第二項の規定により農林水産大臣が指定した家庭園芸用種苗とみなす。

2 この省令の施行の際現に旧規則第三条第二項の規定により定められている方法は、新規則第二十三条第二項の規定により定められた方法とみなす。

**第三条** この省令の施行の際現に旧規則第三条第三項第二号の規定により農林水産大臣の指定を受けている有害菌類は、新規則第二十三条第三項第二号の規定により農林水産大臣が指定した有害菌類とみなす。

附則(平成十二年一月三十一日農林水産省令第五号)抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則(平成十二年九月一日農林水産省令第八号)抄

(施行期日)  
**第一条** この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則(平成十三年三月二二日農林水産省令第五九号)抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第三条** この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下「承認等の行為」という。)又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている承認等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)は、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた承認等の行為又は申請等の行為とみなす。

附則(平成十四年三月八日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成十五年三月二五日農林水産省令第一九号)抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成十六年三月一八日農林水産省令第一八号)

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附則(平成十六年二月一〇日農林水産省令第九三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成十七年五月二〇日農林水産省令第七一号)

この省令は、平成十七年六月二十一日から施行する。

附則(平成十七年六月一七日農林水産省令第七四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成十七年二月一日農林水産省令第一一九号)

この省令は、種苗法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十二月一日)から施行する。

附則(平成一八年五月三〇日農林水産省令第五三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定、第四条第一項の改正規定、別記様式第一号の改正規定及び別記様式第二号の改正規定は、平成十八年八月一日から施行する。

附則(平成一八年八月一日農林水産省令第七〇号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 農業を営む者が種苗法第二十一条第二項の政令で定めるものに該当するものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第四第二号に掲げる植物の種類に属する登録品種(同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。以下同じ。)、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種又は当該登録品種に係る同法第二十条第二項各号に掲げる品種の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、この省令の施行後におけるその更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品の利用に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

附則(平成一九年四月二二日農林水産省令第四一号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の種苗法施行規則別記様式第十二号及び別記様式第十三号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の種苗法施行規則別記様式第十二号及び別記様式第十三号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一九年一〇月三日農林水産省令第七九号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の種苗法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の種苗法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二〇年四月一日農林水産省令第二五号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年九月三〇日農林水産省令第六一〇号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月一八日農林水産省令第一〇号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月三〇日農林水産省令第四一〇号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年七月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日農林水産省令第二五号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年二月二八日農林水産省令第七七号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

附 則（平成二三年三月二五日農林水産省令第二二〇号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月七日農林水産省令第九号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年五月二九日農林水産省令第三三〇号）  
（経過措置）

第一条 この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二五年三月七日農林水産省令第一〇号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年五月一〇日農林水産省令第三四〇号）  
（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月二四日農林水産省令第一九号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二六年五月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月二七日農林水産省令第六四号）  
（施行期日）

1 この省令は、法の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二七年二月一八日農林水産省令第七七号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年五月七日農林水産省令第五一〇号）  
（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月一〇日農林水産省令第一一〇号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三〇日農林水産省令第二二〇号）  
（経過措置）

第一条 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月二二日農林水産省令第一六〇号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別記表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年三月二三日農林水産省令第一一〇号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別記表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年一月三〇日農林水産省令第七五号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成三一年三月二六日農林水産省令第二〇号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別記表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

附 則（令和元年二月一六日農林水産省令第四七号）  
（施行期日）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年三月一六日農林水産省令第一五号）  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第三に掲げる植物に属する登録品種等(同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年二月二日農林水産省令第八三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年三月二三日農林水産省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(輸出等の行為に係る制限の届出書の様式に関する経過措置)

第二条 種苗法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第三条第一項の規定による届出は、この省令による改正後の種苗法施行規則(次項において「新種苗法施行規則」という。)第十六条の二第一項の規定にかかわらず、附則様式第一号によりしなければならない。

2 種苗法第十三条第一項の規定による公示前に改正法附則第三条第一項の規定による届出をした者が行う改正法による改正後の種苗法第二十一条の二第二項の規定による届出は、新種苗法施行規則第十六条の二第三項の規定にかかわらず、附則様式第二号によりしなければならない。

附則様式第一号

(附則第二条第一項関係)

附則様式第一号 (附則第二条第一項関係)

輸出先国の制限に係る特例届出書  
(出願品種及び登録品種に係る届出)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者(届出者)

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法の一部を改正する法律(令和2年法律第74号)附則第3条第1項の規定に基づき、下記の品種について別派のとおり届け出ます。

記

- 出願品種  
 登録品種

(備考)

出願品種について「輸出先国の制限に係る特例届出書」(以下「届出書」という。)を提出する場合には、「 出願品種」に「レ」を付し、登録品種について届出書を提出する場合には、「 登録品種」に「レ」を付すこと。なお、「出願品種」と「登録品種」の両方について届出書を提出する場合には、「 出願品種」と「 登録品種」の両方に「レ」を付すこと。

別添

品種登録 出願の 番号	品種登録 出願の 年月日	品種登録 の番号	品種登録 の年月日	農林水産植物の種類		出願品種又は 登録品種の 名称	輸出する行為の制限に係る事項		
							出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）		登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
				学名	和名		国を指定しない	国を指定する	

(備考)

- 1 全ての国（登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）に対して、出願品種の種苗等の輸出を認めない場合には、「国を指定しない」に「○」を記入する。
- 2 特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出を認める場合には、「国を指定する」に「○」を記入し、「国名」に国名を記載する。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。複数の国名を記載する場合は、国名と国名の間に全角の「、」を入れること。
- 3 「登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する」には「○」を記入する。



附則様式第二号（附則第二条第二項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
（出願品種の届出に係る指定国の取消し）

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
代理人  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第21条の2第2項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

別添

品種登録出願の番号	品種登録出願の 年月日	農林水産植物の種類	出願品種の名称	取消しを求める事項
				<input type="checkbox"/> 届出に係る指定国の指定の全部を取り消す <input type="checkbox"/> 届出に係る指定国の指定の一部を取り消す（取消し を求める指定国を以下に記載）
				<input type="checkbox"/> 届出に係る指定国の指定の全部を取り消す <input type="checkbox"/> 届出に係る指定国の指定の一部を取り消す（取消し を求める指定国を以下に記載）
				<input type="checkbox"/> 届出に係る指定国の指定の全部を取り消す <input type="checkbox"/> 届出に係る指定国の指定の一部を取り消す（取消し を求める指定国を以下に記載）

附則 (令和三年三月三十一日農林水産省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和三年六月一〇日農林水産省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年三月一七日農林水産省令第一五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の施行前にした種苗法の一部を改正する法律による改正前の種苗法(以下「旧法」という。)第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る現地調査又は栽培試験の実施方法については、なお従前の例による。

(訂正請求に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係るこの省令による改正後の種苗法施行規則第十二条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同項及び別記様式第七号の二中「願書」とあるのは、「説明書」とする。

附則 (令和四年三月一七日農林水産省令第一六号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月二七日農林水産省令第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(令和四年七月一日)から施行する。

附則 (令和五年三月一六日農林水産省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和六年三月一四日農林水産省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一(第一条関係)

区分	農林水産植物	備考
アベリア	Abelia R. Br.	観賞樹
オクラ	Abelmoschus esculentus (L.) Moench	野菜
トドマツ	Abies sachalinensis (F. Schmidt Mast.)	林木
アブチロン(イチビ)	Abutilon Mill.	観賞樹
ギンヨウアカシア	Acacia baileyana F. Muell.	観賞樹
アカシア	Acacia cognata Domin	観賞樹
アカリフア	Acacia chamosoides (Lam.) Mill. Arg. [Acalypha reptans Sw.]	草花
ドリイフオリア		

アカリフア	ウイ	Acalypha wilkesiana Mill. Arg.	観賞樹
ルクシアナ			
カエデ		Acer L.	観賞樹
ノコギリソウ(オオバナノノコギリソウを除く。)		Achillea L.	草花
オオバナノノコギリソウ		Achillea ptarmica L.	草花
トリカブト		Aconitum L.	工芸
マタタビ		Actinidia Lindl.	果樹
アクティノツス		Actinotus Labill.	草花
アデニウム		Adenium Roem. et Schult.	観賞樹
アジアンタム		Adiantum L.	草花
フクジュソウ		Adonis L.	草花
エクメア		Aechmea Ruiz et Pav.	草花
エオニウム		Aeonium Webb & Berthel.	草花
エスキナンツス		Aeschynanthus Jack	草花
アガパンツス		Agapanthus L. Her.	草花
つくりたけ		Agaricus bisporus (Lange.) Sing.	きのこ
ひめまつたけ		Agaricus blazei Murriell	きのこ
アガスタケ		Agastache Clayt. ex Gronov.	草花
アゲラツム		Ageratium L.	草花
やなぎまつたけ		Agrostocyclyndracea (Fr.) Gill.	きのこ
ヌカボ		Agrostis L.	飼料
キランソウ		Ajuga L.	草花
ネムノキ		Albizia julibrissin Durazz.	観賞樹
アルブカ		Albucca spiralis L. f.	草花
リス		[Albucca spiralis L. f.]	野菜
アリウム		Allium ampeloprasum L.	野菜
ロプラスム		Allium caeruleum Pall.	草花
アリウム		Allium caesium Schrenk	草花
レウム		Allium caesium Schrenk	草花
アリウム		Allium caesium Schrenk	草花
アリウム		Allium caesium Schrenk	草花
カエルレウム		Allium caesium Schrenk	草花
タマネギ		Allium cepa L.	野菜
ラッキョウ		Allium chinense G. Don	草花







ハナズオウ	Cercis L.	観賞樹
ケレウス	Cereus Mill.	草花
ボケ	Chaenomeles Lindl.	観賞樹
ヒノキ	Chaenocypariss obtusa (Siebold & Zucc.) Endl.	林木
ヌマヒノキ	Chaenocypariss thyooides (L.) Britt. et al.	観賞樹
カマエメルムノ ビレ(ローマカミ ツレ)	Chamaemelum nobilile (L.) All.	野菜
カスマンテイウ ム ラティフオリ ウム	Chasmanthium latifolium (Michx. H. O. Yates)	草花
ケロネ	Chelone L.	草花
ロウバイ	Chimonanthus Lindl.	観賞樹
ヒトツバタゴ	Chionanthus L.	観賞樹
オリヅルラン	Chlorophytum comosum (Thunb.) Jacques	草花
ローズグラス	Chloris gayana Kunth	飼料
キク	Chrysanthemum L.	作物
シネラリア サキ	Cineraria saxifraga DC.	草花
シフラガ	Cinnamomum camphora (L.) J. S. Presl	林木
クスノキ	Cinnamomum camphora (L.) Sieb. & Zucc.	工芸
ホウショウ	Cirsium Mill.	作物
アザミ	Citrullus lanatus (Thunb.) Matsum. & Nakai	野菜
スイカ	Citrullus L.	草花
オレンジ類	Citrus L.	果樹
香酸カンキツ類	Citrus L.	果樹
プリン類	Citrus L.	果樹
その他カンキツ類	Citrus L.	果樹
ウンシュウミカン	Citrus unshiu Marcow.	果樹
オキナワモズク	Cladosiphon okamuranus Tokida	海藻
クラークア アモ エナ	Clarkia amoena (Lehm.) A. Nelson & J. F. Macbr.	草花
クレマチス	Godetia Spach	草花
セイヨウフウチョ ウソウ(クレオメ ソウ)	Cleomatis L.	草花
ボタンクサギ	Cleome hassleriana Chodat	草花
	Cleome spinosa Jacq.	草花
	Clerodendrum bungei Steud.	観賞樹

クリヴィア	Clivia Lindl.	草花
クロトン	Codiaeum variegatum (L.) A. Jus.	観賞樹
ハトムギ	Coix lacrymalis Jobi L. var. malyu. en (Room. Cail.) Stapf	食用
クリサンセマム ムルチコレー	Coleostephus multicaulis (Desf.) Durieu	草花
サトイモ	Chrysanthemum multicaule Desf.	野菜
コルムネア	Colocasia Schott	観賞樹
ツユクサ	Commelina L.	草花
コンウオルウルス	Convolvulus L.	草花
タイワンツナン (モロヘイヤ)	Corchorus olerifolius L.	野菜
コレオプシス	Coreopsis L.	草花
コルヌス	Cornus L.	観賞樹
コルタデリア ゼ	Cortaderia selloana (Schultz. & Roana f.) Asch. & Graebn.	草花
コスモス	Cosmos Cav.	草花
ハグマノキ	Cotinus coggygria Scop.	観賞樹
クラッスラ コッ	Crasulla coccinea L. DC.	草花
キネア	[Rochela coccinea L. DC.]	草花
クラッスラ オ	Crasulla ovata (Mill.) Druce	草花
バタ	[Crasulla portulacae lam.]	草花
クロウエア	Crossandra Salisb.	観賞樹
スギ	Crowea Sm.	観賞樹
ミツバ	Cryptomeria japonica (L. f.) D. Don	林木
メロン	Cucumis melo L.	野菜
キュウリ	Cucumis sativus L.	野菜
カボチャ	Cucurbita L.	野菜
クフエア ヒツン	Cucurbita hyssopifolia Kunth	観賞樹
ピフオリア	Cuphea	観賞樹
クフエア ラモシ	Cuphea ramosissima Pohl ex Koe	草花
ツシマ	Chne	観賞樹
イトスギ	Cupressus L.	観賞樹
クルクマ	Curcuma L.	工芸
シクラメン	Cyclamen L.	草花
ツタガラクサ	Cymbalaria muralis G. Gaertn. e	草花
シンビジウム	Cymbidium Sw.	草花



オオイタビ	Ficus pumila L.	観賞樹
ンシス	Ficus natalensis Hochst.	観賞樹
フィクス	Ficus natalensis Roxb. ex Hornem.	観賞樹
ゴムノキ	Ficus carica L.	果樹
イチジク	Ficus benjamina L.	観賞樹
ベンジャミン	Ficus benjamina L. Miq.	観賞樹
ショウナンゴムノキ	× Ficus benjamina L. Miq.	観賞樹
フェストロリウム	× Festulolium Aschers. et Grae	飼料
メドウフェスク	Festuca pratensis Huds.	飼料
ウカ	Festuca glauca Vill.	草花
フェスツカ	Festuca glauca Vill.	草花
トルフェスク	Festuca arundinacea Schreb.	飼料
フェリキア	Festuca arundinacea Schreb.	飼料
ヤツデ	& Planch. (Thunb.) Decne.	観賞樹
ゼイ	Fatsia japonica (hort. ex Co	観賞樹
ファツヘデラ	× Fatsia japonica (hort. ex Co	観賞樹
ダツタンソバ	Fagopyrum tataricum (L.) Gaertn.	食用
ソバ	Fagopyrum esculentum Moench	食用
エクサクム	Exacum L.	草花
エポルブルス	Evolverulus L.	草花
トルコギキョウ	Eustoma grandiflorum (Raf.) Sh	草花
エウリオプス	Euryops (Cass.) Cass.	観賞樹
ハマヒサカキ	Eurya japonica Thunb. Makino	観賞樹
ポインセチア	Eurya japonica Thunb. Makino	観賞樹
ミリー	Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotsch	観賞樹
ユーフォルビア	Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotsch	観賞樹
ユーコケフアラ	Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotsch	観賞樹
ユーフォルビア	Euphorbia leucocephala Lotsy	観賞樹

インドボダイジュ	Ficus religiosa L.	観賞樹
フィクス	Ficus religiosa L.	観賞樹
ノサ	Ficus religiosa L.	観賞樹
フィクス	Ficus religiosa L.	観賞樹
ルギイ	Ficus religiosa L.	観賞樹
フィットニア	Fittonia Coem.	草花
えのきたけ	Fittonia Coem.	草花
キンカン	Fittonia Coem.	果樹
イチゴ	Fragaria L.	果樹
フリージア	Freesia Eckl.	草花
フリージア	Freesia Eckl.	草花
クサ	Freesia Eckl.	草花
フクシア	Fuchsia L.	草花
テンニンギク	Gaillardia Foug.	草花
まんねんたけ	Gaillardia Foug.	草花
クチナシ	Gardenia jasminoides J. Ellis	観賞樹
ヤマモソウ	Gaura L.	草花
ガザニア	Gazania Gaertn.	草花
リンドウ	Gentiana L.	草花
フウロソウ	Geranium L.	草花
ガーベラ	Gerbera L.	草花
グラジオラス	Glabellus L.	草花
シュンギク	Glabellus L.	草花
グロブラリア	Globularia arabica Jaub. et Sp.	観賞樹
ラビカ	Globularia arabica Jaub. et Sp.	観賞樹
グロリオサ	Gloriosa L.	草花
グレコマ	Glechoma hederacea L.	草花
ケア	Glechoma hederacea L.	草花
ダイズ	Glycine max (L.) Merr.	食用
カンゾウ	Glycyrrhiza uralensis Fisch.	工芸
アジアワタ	Glycyrrhiza uralensis Fisch.	工芸
ニチコウ	Glycyrrhiza glabra L.	工芸
ゴンフレナ	Gomphrena L.	草花
アジアワタ	Gossypium arboreum L.	工芸
ケブカワタ	Gossypium arboreum L.	工芸
グラプトペタルム	Graaptopetalum Rose	草花







とんびまいたけ	Meripilus giganteus (Persoon: Fries) Karsten	きのこ
ハッカ	Mentha L.	工芸作物
センダン	Melia azedarach L.	観賞樹
ノボタン	Melastoma L.	観賞樹
メラレウカ	Melaleuca bracteata F. Muell.	観賞樹
クテアタ	Melampodium leucanthum Torr. & A. Gray	草花
メラノポディウム	Melampodium paludosum Kunth	草花
メカルドニア	Medicago sativa L.	飼料作物
ハリツルマサキ	Maytenus diversifolia (Maxim.) Ding Hou	草花
ストック	Mangifera indica L.	果樹
マンゴー	Mandevilla Lindl.	観賞樹
チリソケイ	Malpighia emarginata DC.	果樹
リンゴ	Malus Mill.	果樹
アセロラ	Malcolmia maritima (L.) R. Br.	草花
マгноリア	Magnolia × soulangeana Soul.-Bod.	観賞樹
ランジアナ	Macroclybe gigantea (Massée) Pegler & Lodge	きのこ
マロミア	Tricholoma giganteum Massée	きのこ
テイマ	Lysimachia congestiflora Hemsl.	草花
リシマキア	Lysimachia barystachys Bunge	草花
グステイフロラ	Lysimachia cleftroides Duby	草花
におうしめじ	Lycopodium decastes (Fr.) Sing.	きのこ
オカトラノオ	Lycopodium shimeji (Kawamura) Hongo	きのこ
リカステ	Lycoris Herb.	草花
ルクリア	Lycaste Lindl.	観賞樹
レプトスベルムム	Leptospermum J. R. Forst. & G. F.	観賞樹
トキワマンサク	Loropetalum chinense (R. Br.) Oliv.	観賞樹

メセンブリアンテ	Mesembryanthemum crystallinum L.	草花
ムム	Musa	果樹
クリスタリ	Musa	果樹
メタセコイア	Metasequoia glyptostroboides H. Met. Cheng	林木
ミルトニア	Miltonia Group	草花
オシロイバナ	Miscanthus jaluapa L.	草花
ススキ	Miscanthus Andersson	草花
ツルレイシ	Momordica charantia L.	野菜
タイマツバナ	Momordica didyma L.	草花
クワ	Morus L.	工芸作物
ミュールンベツ	Muehlenbeckia Meisn.	観賞樹
キア	Musa	果樹
ムサ	Musa × paradisiaca Colla	果樹
ぶなはりたけ	Mycocleptodonoides aitchisonii (Berkeley) Maas Geesteranus	きのこ
ワスレナグサ	Myosotis L.	草花
くりたけ	Naematoloma sublatteritium (Fr.) Karst.	きのこ
ナンテン	Nandina domestica Thunb.	観賞樹
スイセン	Narcissus L.	草花
ハス	Nelumbo nucifera Gaertn.	野菜
モズク	Nelumbo decipiens (Suringar) Kuckcuk	海藻
ネメシア	Nemesia Vent.	草花
ネモフィラ	Nemophila Nutt.	草花
フウラン	Nephrrolepis exaltata (L.) Schott	草花
セイヨウタマシダ	Nerine Herb.	草花
ネリネ	Nerium L.	観賞樹
キョウチクトウ	Nicotiana L.	工芸作物
タバコ	Nicotiana L.	工芸作物
アマモドギ(ニールンベルギア)	Nierembergia Ruizet Pav.	草花
クロタネソウ	Nigella damascena L.	草花
ノラナ	Nolana L.	草花
スイレン(ヒツジグサ)	Nymphaea L.	草花
バジル	Ocimum basilicum L.	野菜
セリ	Oenanthe javanica (Blume) DC.	野菜
マツヨイグサ	Oenothera L.	草花
オリーブ	Olea europaea L.	果樹













アスナロ	<i>Thujaopsis dolabrata</i> (L. f.) Sieb	観賞樹
ツンベルギア	<i>Thunbergia Retz.</i>	草花
テイアレラ	<i>Tiarrellia L.</i>	草花
テイランジア	<i>Tillandsia L.</i>	草花
トレニア	<i>Torenia L.</i>	草花
ユウギリソウ	<i>Trachelium caeruleum L.</i>	草花
テイカカズラ	<i>Trachelospermum Lem.</i>	観賞樹
トラキメネ コエ ルレア	<i>Trachymene coerulea Graham</i>	草花
ムラサキオモト	<i>Tradescantia spathacea Sw.</i>	草花
アカクロバ	<i>Trifolium pratense L.</i>	飼料
シロクロバ	<i>Trifolium repens L.</i>	飼料
ホトトギス	<i>Tricyrtis Wall.</i>	作物
コムギ	<i>Triticum aestivum L.</i>	食用
マカロニコムギ	<i>Triticum turgidum L. subsp. durum (Desf.) Husn.</i>	食用
キンレンカ	<i>Tropaeolum majus L.</i>	作物
チューリップ	<i>Tulipa L.</i>	草花
アキニレ	<i>Ulmus parvifolia Jacq.</i>	林木
ウンキニアル ブラ	<i>Uncinia rubra Colenso ex Boott</i>	草花
ウロクロア	<i>Urochloa P. Beauv.</i>	飼料
ブルーベリー(シ ヤシャンボを除 く。)	<i>Vaccinium L.</i> [ <i>Brachiaria (Trin.) Griseb.</i> ]	果樹
シヤシャンボ	<i>Vaccinium bracteatum Thunb.</i>	観賞樹
コケモモ	<i>Vaccinium vitis-idaea L.</i>	観賞樹
バンダ	<i>Vanda Jones</i>	草花
バーベナ	<i>Verbena L.</i>	草花
ウエロニカ	<i>Veronica bachhofenii Heuff.</i>	草花
ガズミ	<i>Veronica longifolia L.</i>	草花
	<i>Veronica × media Schrad.</i>	草花
	<i>Veronica ornata Monjuschko</i>	草花
	<i>Veronica peduncularis M. Bieb.</i>	草花
	<i>Veronica spicata L.</i>	草花
	<i>Veronica dilatatum Thunb.</i>	観賞樹
ヨウシュカンボク	<i>Viburnum platanum L.</i>	観賞樹
オオデマリ	<i>Viburnum plicatum Thunb.</i>	観賞樹

ソラマメ	<i>Vicia faba L.</i>	食用
小豆	<i>Vigna angularis (Willd.) Ohwi &amp; H. Ohashi</i>	食用
ビンカ	[ <i>Phaseolus angularis (Willd.) W. Wight</i> ]	作物
スマレ	<i>Vinca L.</i>	草花
パンジー	<i>Viola L.</i>	草花
セイヨウニンジン ボク	<i>Vitex agnus-castus L.</i>	観賞樹
ブドウ	<i>Vitis L.</i>	果樹
フリーセア	<i>Vriesea Lindl.</i>	草花
ヴァーレンベルギ ア プロクムベ ンス	<i>Wahlenbergia procumbens (Thunb) A. DC.</i>	草花
ヴァーレンベルギ ア ウンドウラタ	<i>Wahlenbergia undulata (L. f.) A. DC.</i>	草花
ワサビ	<i>Wasabia japonica (Miq.) Matsum.</i>	野菜
タニウツギ	<i>Weigela Thunb.</i>	観賞樹
ウエストリンギア	<i>Westringia Sm.</i>	観賞樹
フジ	<i>Wrightia antidysenterica (L.) R Br.</i>	観賞樹
ライテイア アン チダイセンテリカ	<i>Xerochrysum Tzvelev</i>	草花
ムギワラギク	<i>Zaluzianskya ovata (Benth.) Walp.</i>	草花
ザルジアンスキ ア オウアタ	<i>Zamioculcas zamiifolia (Lodd.) Engl.</i>	草花
ザミオクカス ザミフオリア	<i>Zantedeschia Spreng.</i>	草花
オランダカイウ トウモロコシ	<i>Zea mays L.</i>	飼料
シヨウガ	<i>Zingiber officinale Roscoe</i>	野菜
ヒヤクニチソウ	<i>Zinnia L.</i>	草花
シバ	<i>Zoysia Willd.</i>	飼料
ジゴニシア	× <i>Zygonisiam hort.</i>	作物
ジゴベタラム	[ <i>Zygopetalum × Aganisia</i> ]	草花
その他観賞樹	<i>Zygopetalum Group</i>	草花
	<i>Chamaecyparis pisifera (Siebol &amp; Zucc.) Endl.</i>	観賞樹
	<i>Choisyax dewittiana Geerinck</i>	観賞樹
	<i>Forsythia x intermedia Zabel</i>	観賞樹



Allium caesium Schrenk	アリウム カエシウム
Allium cepa L.	種
Allium chinense G. Don	タマネギ種
Allium bakeri Regel	ラツキョウ種
Allium cristophii Trautv.	アリウム クリストフ
Allium fistulosum L.	イー種
Allium giganteum Regel	ネギ種
Allium hollandicum R. M. Fritsch	アリウム ギガントウ
Allium karataviense Regel	ム種
Allium macleanii Baker	アリウム ホランダイ
Allium nigrum L.	アリウム カラタヴィ
Allium × prouferum (Moench) Schrad. ex Willd.	エンセ種
Allium × wakkegi	アリウム マクレアニ
Allium sativum L.	種
Allium schoenoprasum L.	アリウム ニグルム種
Allium thunbergii G. Don	ワケギ種
Allium tuberosum Rottler ex Spreng.	アリウム
Allium victorialis L. subsp. platyphyllum Hulten	ニラ種
Allium virgunculae F. Maek. & Kitam.	ギョウジヤニンニク亜種
Allocasia (Schott) G. Don	イトラツキョウ種
Alloe L.	アロカシア属
Alloe perfoliata L.	アロエ属
[Alloe nobilis Haw.]	アロエ ノビリス種
Alloe variegata L.	アロエ ウアリエガタ種
Alpinia zerumbet (Pers.) B. L. Burtt & R. M. Sm.	ゲツトウ種
Alstroemeria L.	アルストロメリア属
Althernanthera brassiliana (L.) Kunze	アルテルナンテラ
Althernanthera ficcoidea (L.) P. Beauv.	ラジリアナ種
Althernanthera porrigens Kuntze	アルテルナンテラ
Althernanthera porrigens Kuntze	イコイデア種
Althernanthera porrigens Kuntze	リゲルス種
Althernanthera porrigens Kuntze	アマランサス属

Amorphophallus rivieri Durieu	コンニャク種
[Amorphophallus konjac C. Koch]	アンペロプシス
Ampelopsis glandulosa (Wall.) Momiy.	ンドウロサ種
Anagallis monelli L.	ルリハコベ(アナガリス モネリ)種
Ananas comosus (L.) Merr.	パイナップル種
Anemone L.	イチリンソウ属
Anemone coronaria L.	ボタンイチゲ種
Anemone huphensis (Lemoine) Lemoine	アネモネ フベヘンシス(シユウメイギク)種
Anemone rupicola Cambes.	アネモネ ルビコラ種
Anemone vitifolia Buch.   Ham. ex DC.	アネモネ ウイテイフ
Angelica keiskei (Miq.) Koiz.	オリア種
Angelonia Bonpl.	アシタバ種
Anigozanthos Labill.	アングロニア属
Annona L.	アニゴザントス属
Anredera cordifolia (Ten.) Steenis	パンレイシ属
Anthemis tinctoria L.	アカザカズラ種
Anthurium Schott	アンテイミス
Antigonon leptopus Hook. & Arn.	クトリア種
Antirrhinum L.	アンズリウム属
Aphelandra squarrosa Nees	アサヒカズラ種
Apios americana Medik.	キンギョソウ属
Aptenia cordifolia (L. f.) Schwan t.	アフエランドラ
Aquilegia L.	アロサ種
Arabisidopsis halleri (L.) O. Kane & Allsherbaz subsp. gemmifera (Matsum.) O. Kane & Allsherbaz	アメリカホドイモ種
Arachis hypogaea L.	セルリー種
Arallia cordata Thunb.	アブテニア
Arallia elata (Miq.) Seem.	フオリア種
Arctium lappa L.	オダマキ属
Arctotis L.	ハクサンハタザオ亜種
Ardisia crenata Sims	シロイヌナズナ種
Ardisia japonica (Thunb.) Blume	ラツカセイ種
Arctotis L.	ウド種
Arctotis L.	タラノキ種
Arctotis L.	ゴボウ種
Arctotis L.	アルクトティス属
Arctotis L.	マンリョウ種
Arctotis L.	ヤブコウジ種



Callisia Loeffl.	Callisica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. italica Plenck	キヤベツ亜種
Callisica L.	Callisica oleracea L. convar. capitata (L.) Alef.	メキヤベツ変種
Callisica L.	Callisica oleracea L. var. gemmifer	ケール サベリカ変種
Callisica L.	Callisica oleracea L. var. sabell	ケール ウイリデイス変種
Callisica L.	Callisica oleracea L. var. viridis	ハクサイ亜種
Callisica L.	Callisica oleracea L. subsp. pekinesis (Lour.) Hanelt	アブラナ (在来ナタネ) 種
Callisica L.	Callisica oleracea L. subsp. chinensis (L.) Hanelt	サイシン変種
Callisica L.	Callisica oleracea L. subsp. chinensis (L.) Hanelt	タイサイ亜種
Callisica L.	Callisica oleracea L. var. rapa (L.) Thell.	カブ変種
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	ブラキスコメ属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	ブライニア属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	ブリグハミア インシグニス種
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	スムーズブロムグラス種
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	キダチチヨウセンアサガオ属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	ブルネラ属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	フジウツギ属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	ミシマサイコ種
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	ブブレウラム ロツン
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	デイフオリウム種
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	カラジウム属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	エビネ属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	カラテア属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	クロバナロウバイ属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	キンセンカ属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	カリブラコア属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	ムラサキシキブ属
Callisica L.	Callisica rapa L. ssp. rapa; var. rapifera Metzg.	カリシア属

Ceanothus L.	Ceanothus chinensis (L.) Nees	エゾギク種
Celosia L.	Celosia grandiflora (Thunb.) K. Schum.	カンパニユラ属
Centaurea L.	Centaurea macrocephalum (L.) Cass. DC.	ポンポンアザミ種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	カンナ属
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	アサ種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	トウガラシ属
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	トウガラシ種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	カブシクム キネンセ種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	スゲ属
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	カンスゲ種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	オオシマカンスゲ種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	カレクス トリフイダ種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	パパイヤ種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	ベニバナ種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	ダンギク (カリガネソウ) 種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	カリオプテリス クラ
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	ンドネシス種
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	クリ属
Centaurea L.	Centaurea sativa L.	ニチニチソウ種
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	カトレア類 (カトレア属、カトレア属とブラ
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	サボラ属、レーリア属
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	又はソフロニチス属との
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	交雑種及びソフロ
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	リア属を含む。)
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	ケアノツス属
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	ケイトウ属
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	ヤグルマギク (セント
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	ウレア) 属
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	ケンタウリウム コン
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	フェルトム種
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	ケンタウリウム エリ
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	トラエア種
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	ケラタンツス カルカ
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	ラツス種
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	ケラトステイグマ ウ
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	イルモツテイアヌム
Catharanthus roseus (L.) G. Don	Catharanthus chinensis (L.) Nees	(ルリマツリモドキ) 種

Cercis L.	ハナズオウ属
Cereus Mill.	ケレウス属
Chaenomeles Lindl.	ボケ属
Chamaecypariss pilsifera (Siebold & Zucc.) Endl.	サワラ種
Chelone L.	ケロネ属
Chenopodium quinoa Willd.	キノア種
Chimonanthus Lindl.	ロウバイ属
Chlorophytum comosum (Thunb.) Jacques	ヒトツバタゴ属
Chlorophytum saundersiae (Baker) Nordal	クロロフィツム サウ ンデシアエ種
Chloris gayana Kunth	ローズグラス種
Choisya × dewittiana Geerinck	シヨワジア デウイッ テアナ種
Chamaecypariss obtusa (Siebold & Zucc.) Endl.	ヒノキ種
Chamaecypariss thyoides (L.) Britton et al.	ヌマヒノキ種
Chamaemelum nobile (L.) All.	カマエメルム ノビレ (ローマカミツレ)種
[Anthemiss nobilis L.]	カスマンテイウム ラ
Chasmanthium latifolium (Michx.) H. O. Yates	テイフオリウム種
Chrysanthemum L.	キク属
Cineraria saxifraga DC.	シネラリア サキシフ ラガ種
Cinnamomum camphora (L.) J. S. Presl	クスノキ種
Cinnamomum camphora (L.) Sieb. var. glaucescens Kamikotii	ホウショウ変種
Cirsium Mill.	アザミ属
Citrullus lanatus (Thunb.) Matsum. & Nakai	スイカ種
Citrullus L.	カンキツ属
Citrullus limon (L.) Burm. f.	レモン種
Citrullus × paradisi Macfad.	グレープフルーツ種
Citrullus reticulata Blanco	ポンカン種
Citrullus sinensis (L.) Osbeck	オレンジ種
Citrullus unshiu Marcow.	ウンシュウミカン種
Cladosiphon okamuranus Tokida	オキナワモズク種
Clarkia amoena (Lehm.) A. Nelson & J. F. Macbr.	クラークア アモエナ 種
[Godetia Spach]	

Clematis L.	クレマチス属
Clematis hassleriana Chodat	セイヨウフウチョウソ ウ(クレオメソウ)種
Cleome spinosa Jacq.	クレオメ スピノサ種
Clerodendrum bungei Steud.	ボタンクサギ種
Cleyera japonica Thunb.	サカキ種
Clypea Lindl.	クリヴィア属
Clusia rosea Jacq.	クルシア ロセア種
Camellia L.	ツバキ属
Camellia sasana Thunb.	サザンカ種
Camellia sinensis (L.) Kuntze	茶種
[Thea sinensis L.]	
Codiaeum variegatum (L.) A. Juss.	クロトク種
Coix lacrymalojobi L. var. malyue (Rom. Caill.) Stapf	ハトムギ変種
Coleostephus multicaulis (Desf.) Durieu	クリサンセマム ムル チコレ種
[Chrysanthemum multicaule Desf.]	
Colocasia Schott	サトイモ属
Columnea L.	コルムネア属
Commelina communis L.	ツユクサ種
Commelina communis L. var. hortensis Makino	オオボウシバナ変種
Conradina canescens A. Gray	コンラディナ カネツ センス種
Consolida Gray	ヒエンソウ属
Convolvulus L.	コンウオルウルス属
Corchorus olitorius L.	タイワンツナン(モロ ヘイヤ)種
Cordyline Comm. ex Juss.	センネンボク属
Corylus avellana L.	コレオプシス属
Cornus L.	セイヨウハシバミ種
Cortaderia selloana (Schult. & Schult. f.) Asch. & Graebn.	コルヌス属
Cosmos Cav.	コルタゲリア ゼロア ナ種
Cosmos atroroseanguineus (Hook.) Voss	コスモス属
Cosmos sulphureus Cav.	チヨコレートコスモス 種
Cosmos coggygria Scop.	キバナコスモス種
Cotinus coccinifera Scop.	ハグマノキ種







Festuca glauca Vill.	フェスツカ グラウカ種
Festuca pratensis Huds.	メドウフェスク種
× Festucololum Aschers. et Graebn.	フェストロリウム属
Ficus auriculata Lour.	フィクス アウリクラタ種
Ficus benghalensis L.	ベンガルボダイジュ種
Ficus benjamina L.	ベンジャミン種
Ficus binnendijkii Miq.	シウナンゴムノキ種
Ficus carica L.	イチジク種
Ficus elastica Roxb. ex Hornem.	ゴムノキ種
Ficus natalensis Hochst.	フィクス ナタレンシス種
Ficus pumila L.	オオイタビ種
Ficus religiosa L.	インドボダイジュ種
Ficus rubiginosa Desf. ex Vent.	フィクス ルビギノサ種
Ficus sarmentosa Buch.   Ham. ex Sm. var. thunbergii (Maxim.) Corner	フィクス ツンベルギイ変種
[Ficus thunbergii Maxim.]	
Fittouinia Coem.	フィトニア属
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.	えのきたけ種
Forsythia × intermedia Zabel	アイノコレンギョウ種
Fortunella Swingle	キンカン属
Fragaria L.	イチゴ属
Freesia Eckl. ex Klatt	フリージア属
Freesia laxa (Thunb.) Goldblatt	フリージア ラクサ種
& J. C. Manning	
Fuchsia L.	フクシア属
Gailiardia Foug.	テンニンギク属
Ganoderma lucidum	まんねんたけ種
Gardenia jasminoides J. Ellis	クチナシ種
× Gasteralloe	ガステラロエ属
Gaultheria procumbens L.	ヒメコウジ種
Gaura L.	ヤマモモソウ属
Gauralintheimeri Engl. & Gray	ヤマモモソウ種
Gazania Gaertn.	ガザニア属
Gentiana L.	リンドウ属
Geranium L.	フウロソウ属
Gerbera L.	ガーベラ属
Glabriolus L.	グラジオラス属
Gleibionis carinata (Schousb.) Tzvelev	ハナワギク種

Gleibionis coronaria (L.) Cass. ex Spach	シユンギク種
[Chrysanthemum coronarium L.]	
Glechoma hederacea L.	グレコマ ヘデラケア種
Globularia arabica Jaub. et Sp.	グロブラリア アラビカ種
Gloriosa L.	グロリオサ属
Gloxinia L. Her.	グロキシニア属
Glycine max (L.) Merr.	ダイズ種
Glycyrrhiza glabra L.	スパインカンゾウ種
Glycyrrhiza uralensis Fisch. ex DC.	ウラルカンゾウ種
Gomesa R. Br.	ゴメサ属
Gomphrena L.	ゴンプレナ (センチコウ) 属
Goniolimon elatum (Fisch. ex Spr. eng.) Boiss.	ゴニオリモン エラツム種
Goniolimon tataricum (L.) Boiss.	ゴニオリモン タタリクム種
Goodenia ovata Sm.	ゴオデニア オウアタ種
Gossypium arboreum L.	アジアワタ種
Gossypium hirsutum L.	ケブカワタ種
Grammatophyllum Blume	グラマトフィルム属
Graptopetalum paraguayense (N. E. Br.) E. Walther.	グラプトペタルム パラグアイエンセ種
[Sedum weinbergii (hort. ex T. B. Shepherd) A. Berger]	
Grifolia frondosa (Fr.) S. F. Gray	まいたけ種
Guzmania Ruiz et Pav.	グズマニア属
Gypsophila L.	カスミノウ属
Hakonechloa macra (Munro) Makino	ウラハグサ種
Hammelia L.	マンサク属
Hardenberggia Benth.	ハーデンベルギア属
Haworthia cymbiformis (Haw.) Duvall var. obtusa (Haw.) Baker	ハワースシア オブツサ変種
[Haworthia obtusa Haw.]	
Haworthia magnifica Poelln. var. splendens J. D. Venter & S. A. Hamer	ハワースシア スプレンドゥス変種
[Haworthia splendens (J. D. Venter & S. A. Hamer)]	
Haworthia mirabilis (Haw.) Haw. var. badiata (Poelln.) M. B. Bayer	ハワースシア バディア変種

Haworthia baddia Poelln.	〔Haworthia baddia Poelln.〕	ハワーシア ムチカ種
Haworthia mutica Haw.		ハワーシア モーガニ ー変種
Hebe Comm. ex Juss.		ヘーベ属
Hedera L.		ヘデラ属
Heliotropium ovalifolium Forsk.		ヘリオトロピウム
Helianthus L.		ウアリフオリウム種
Helmerocallis L.		ヘレボルス(クリスマ スローズ)属
Hemizygia (Benth.) Briq.		ヘメロカリス属
Hericium erinaceum (Bull. Fr.) Pers.		へみじギア属
Hernandia ovigera L.		ハスノハギリ種
Heterocentron elegans (Schltdl.) Kuntze		ヘテロセントロン レガンス種
Heuchera L.		ホイヘラ(ツボサン ゴ)属
× Heucharella H. R. Wehrh.		ホイヘレラ(ヒューケ レラ)属
Hibiscus L.		ハイビスカス属
Hibiscus coccineus Walter		モミジアオイ種
Hibiscus moscheutos L.		クサフヨウ種
Hibiscus syriacus L.		ムクゲ種
Hippeastrum Herb.		ヒツペアストルム(ア マリリス)属
Helichrysum Mill.		ヘリクリスム属
Helianthus L.		ヒマワリ属
Helianthus tuberosus L.		キクイモ種
Heliotropium Pers.		ヘリオトリス属
Heliotropium arborescens L.		ネオイムラサキ種
Hosta Tratt.		オオムギ種
Hesperozygis Epling		ギボウシ属
Humulus lupulus L.		ヘスペロジギス属
Hyacinthus L.		ホップ種
Hydrangea L.		ヒアシンス属
Hylotelephium undatum (Haw.) Britton		アジサイ属
		ヒロケレウス ウンダ ツス(ドラゴンフルー ツ)種
Hylotelephium H. Ohba		ムラサキベンケイソウ 属
Hypericum L.		ヒペリカム属
Hypoxis marmorata Baker		ヒポキステス
Hypoxis marmorata Baker		スタキア種
Hypoxis marmorata Baker		ぶなしめじ種
Hypoxis marmorata Baker		しろたもぎたけ種
Hypoxis marmorata Baker		イベリス属
Hypoxis marmorata Baker		セイヨウヒイラギ種
Hypoxis marmorata Baker		イヌツゲ種
Hypoxis marmorata Baker		アマミヒイラギモチ種
Hypoxis marmorata Baker		イレクス メセルウエ アエ種
Hypoxis marmorata Baker		ソヨゴ種
Hypoxis marmorata Baker		イレクス ボミトリア 種
Hypoxis marmorata Baker		シキミ種
Hypoxis marmorata Baker		ホウセンカ属
Hypoxis marmorata Baker		ホウセンカ種
Hypoxis marmorata Baker		ニューギニアインバチ エンス類
Hypoxis marmorata Baker		アフリカホウセンカ種
Hypoxis marmorata Baker		チガヤ種
Hypoxis marmorata Baker		カンショ種
Hypoxis marmorata Baker		コダチアサガオ亜種
Hypoxis marmorata Baker		ノアサガオ種
Hypoxis marmorata Baker		アサガオ種
Hypoxis marmorata Baker		マルバアサガオ種
Hypoxis marmorata Baker		ソライロアサガオ種
Hypoxis marmorata Baker		イレシネ属
Hypoxis marmorata Baker		アイリス属
Hypoxis marmorata Baker		カキツバタ種
Hypoxis marmorata Baker		コアヤメ種
Hypoxis marmorata Baker		ホソバタイセイ種
Hypoxis marmorata Baker		イソトマ アキシラリ ス種
Hypoxis marmorata Baker		ジャカランダ属
Hypoxis marmorata Baker		ヤメスブリッテニア属



Loniceracaerulea L. subsp. edulis (Turcz.) Hulten var. emphyllolocalyx (Maxim.) Nakai	クロミノウグイスカゲラ (ハスカップ) 変種
Lonicera nitida E. H. Wilson	ロニケラ ニテイダ種
Lophomyrtus Burret	ロフォミルツス属
Loropetalum chinense (R. Br.) Oliv.	トキワマンサク種
Leptospermum J. R. Forst. & G. Forst.	レプトスペルムム属
Luculia Sweet	ルクリア属
Ludisia discolor (Ker Gawl.) A. R.	ホンコンシユスラン種
Lycaste Lindl.	リカステ属
Lychnis L.	センノウ属
Lycoris Herb.	リコリス属
Lycophyllum decastes (Fr.) Sing.	はたけしめじ種
Lycophyllum shimeji (Kawamura) Hongo	ほんしめじ種
Lysimachia barystachys Bunge	ノジトラノオ種
Lysimachia cleftroides Duby	オカトラノオ種
Lysimachia congestiflora Hemsl.	リシマキア コンゲステイフロラ種
Lyttrum salicaria L.	エゾミソハギ種
Macroclybe gigantea (Massae) Pegler & Lodge	におうしめじ種
[Tricholoma giganteum Massae]	
Magnolia L.	モクレン属
Magnolia × soulangeana Soul.   Boud.	マグノリア スーラン
Magnoliamaritima (L.) R. Br.	マルコムリア マリテイマ種
Malpighia emarginata DC.	アセロラ種
Malus Mill.	リンゴ属
Mammillaria humboldtii C. Ehrenb.	マミラリア フンボルドウテイ種
Mandevilla Lindl.	チリソケイ属
Mangifera indica L.	マンゴー種
Matthiola incana (L.) R. Br.	ストック種
Maytenus diversifolia (Maxim.) Ding Hou	ハリツルマサキ種
Mecardonia Ruiz & Pav.	メカルドニア属
Medicago sativa L.	アルファルファ種
Medinilla Gaudich.	メデイニラ属

Melaleuca bracteata F. Muell.	メラレウカ ブラクテ
Melampodium leucanthum Torr. & A. Gray	メランポデイウム パルドスム種
[Melastomoidium paludosum Kunth]	
Melastoma L.	ノボタン属
Meliazedarach L.	セندان種
Mentha L.	ハッカ属
Merpilus giganteus (Persoon) Fries (Kartten)	とんびまいたけ種
Mesembryanthemum crystallinum L.	メセンブリアンテムム クリスタリヌム種
Metasequoia glyptostroboides Hu et Cheng	メタセコイア種
Microbiota decussata Kom.	ウスリーヒバ種
Miltonia Group	ミルトニア類 (ミルトニア属、ミルトニア属とアダ属、アスパシア属、ブラシア属、コクリオダ属、ロドリゲシア属又はトリコピリア属との交雑種を含む。)
Mimulus L.	ミムルス属
Mirabilis jalapa L.	オシロイバナ種
Miscanthus Andersson	ススキ属
Miscanthus Andersson × Tripsacum L.	ススキ属×ガマガラス属
Miscanthus oligostachyus Stapf	カリヤスモドキ種
Momordica charantia L.	ツルレイシ種
Monarda didyma L.	タイマツバナ種
Morus L.	クワ属
Muehlenbeckia Meisn.	ミューレンベツキア属
Musa acuminata Colla	ムサ アクミナタ種
Musa × paradisiaca L.	ムサ パラデイシアカ種
Mycoleptodonoides aitchisonii (Berkley) Maas Geesteranus	ぶなはりたけ種
Myosotis L.	ワスレナグサ属
Naematoloma sublateritium Karst.	くりたけ種
Nandina domestica Thunb.	ナンテン種
Narcissus L.	スイセン属
Nasturtium officinale R. Br.	オランダガラシ種
Neelumbo nucifera Gaertn.	ハス種



× Petchoa J. M. H. Shaw	Pelargonium peltatum (L.) L.Hér.	ゼラニウム類	バヒアグラス種
	Pelargonium zonale Group [Pelargonium × hortorum L. H. Bailey]		
	Pennisetum setaceum (Forssk.) Chiov.	ペンニセツム	セタケ
	Pentstemon Schmidtii	ペンステモン属	
	Peperomia Ruizet Pav.	ペペロミア属	
	Pericallis × hybrida (Scheidw.) B. Nordd.	シネラリア種	
	Persicaria capitata (Buch.-Ham.) ex D. Don (H. Gross)	ヒメツルソバ種	
	Perilla L.	シソ属	
	Perovskia Kar.	ペロフスキア属	
	Petasites japonicus (Siebold & Zucc.) Maxim.	フキ種	
	Petasites tatewakianus Kitam.	ペタシテス	タテワキ
		ペッコア属	

Petunia Juss. × Calibrachoa Cerv.	[Petunia Juss. × Calibrachoa Cerv.]	パセリ種
Petroselinum crispum (Mill.) Nym.	Petroselinum crispum (Mill.) Nym.	
Petunia Hillss Pet. crispum	Petunia Hillss Pet. crispum	
Phalaenopsis Blume	Phalaenopsis Blume	ペチュニア属
Phaseolus coccineus L.	Phaseolus coccineus L.	ファレノプシス属
Phaseolus vulgaris L.	Phaseolus vulgaris L.	ベニバナインゲン種
Phedimus aizoon (L.) Hart	Phedimus aizoon (L.) Hart	ホンバノキリンソウ種
[Sedum aizoon L.]	[Sedum aizoon L.]	
Phedimus hybridus (L.) Hart	Phedimus hybridus (L.) Hart	フェディムス ヒブリ
Phedimus kamtschaticus (Fisch.) Hart	Phedimus kamtschaticus (Fisch.) Hart	ドウス種
[Sedum kamtschaticum Fisch.]	[Sedum kamtschaticum Fisch.]	エゾノキリンソウ種
Phedimus takesimensis (Nakai) Hart	Phedimus takesimensis (Nakai) Hart	タケシマキリンソウ種
[Sedum takesimensis Nakai]	[Sedum takesimensis Nakai]	
Philadelphus L.	Philadelphus L.	バイカウツギ属
Phlodeन्द्रon Schott	Phlodeन्द्रon Schott	ヒロデンドロン属
Phlebotidium aureum (L.) J. Sm.	Phlebotidium aureum (L.) J. Sm.	ダイオウウラボシ種
Phlebotidium prattense L.	Phlebotidium prattense L.	チモシー種
Phlotta adiposa (Fr.) Kummer	Phlotta adiposa (Fr.) Kummer	ぬめりすぎたけ種
Phlotta namako (T. Ito) S. Ito	Phlotta namako (T. Ito) S. Ito	なめこ種
Phlox L.	Phlox L.	フロックス属
Phlox paniculata L.	Phlox paniculata L.	フロックス バニキュー
Phlox L.	Phlox L.	ラータ種
Phormium J. R. Forst. & G. Forst.	Phormium J. R. Forst. & G. Forst.	フォルミウム属
Phytolacca Lindl.	Phytolacca Lindl.	カナメモチ属
Phygelius E. Mey. ex Benth.	Phygelius E. Mey. ex Benth.	ワイゲリウス属
Phylla Lour.	Phylla Lour.	イワダレンソウ属
[Lippia L.]	[Lippia L.]	
Phyllostachys edulis (Carrier) J. Houz.	Phyllostachys edulis (Carrier) J. Houz.	モウソウチク種
Physalis L.	Physalis L.	ホオズキ属
Physocarpus (Cambes.) Maxim.	Physocarpus (Cambes.) Maxim.	テマリシモツケ属
Physoctegia virginiana (L.) Benth.	Physoctegia virginiana (L.) Benth.	カクトラノオ種
Picea glauca (Moench) Voss	Picea glauca (Moench) Voss	カナダトウヒ種
Pieris japonica (Thunb.) D. Don	Pieris japonica (Thunb.) D. Don	アセビ種
Pilea depressa (Sw.) Blume	Pilea depressa (Sw.) Blume	ピレア デプレッサ種

Polygonatum Mill.	Plectranthus L'Hér.	Pilea peperomioides Diels	ペレア ペペロミオイ デス種
A. DC.		Pinnellia ternata (Thunb.) Makino	カラスビシャク種
Platycodon grandiflorus (Jacq.)		Pinnus densiflora Siebold & Zucc.	アカマツ種
		Pinnus parviflora Siebold & Zucc.	ゴヨウマツ種
		Pinnus thunbergii Parl.	クロマツ種
		Pistia stratiotes L.	ボタンウキクサ種
		Pisum sativum L.	エンドウ種
		Pittosporum tenuifolium Gaertn.	クロバトベラ種
		Pityrodia terminalis (Endl.) A. S. George	ビティロディア テル ミナリス種
		Platycladus orientalis (L.) Fran	コノテガシワ種
		[Thuja orientalis L.]	プレクトランツス属
			プレクトランツス属
		Plectranthus scutellararioides (L.) R. Br.	プレクトランツス クテラリオイデス (コ リウス) 種
		[Coleus scutellararioides (L.) Benth.]	たもぎたけ種
		Pleurotus cornucopiae (Pers.) Rol	エリンギ種
		land.	おおひらたけ種
		Pleurotus cystidioides O. K. Mill.	くろあわびたけ種
		Pleurotus cystidioides subsp. abba	
			ひらたけ種
		Pleurotus ostreatus (Jacq.) P. Ku	うすひらたけ種
		m.	
			キキョウ種
			アマドコロ属

Prunus domestica L.	Prunella L.	Polyscias fruticosa (L.) Harms	タイワンモミジ種
Prunus laurocerasus L.	Prunella L.	Polyscias scutellaria (Burm. f.) F. O. Sander	ポリスキアス スクテ ラリア種
Prunus mume Siebold & Zucc.	Prunella L.	Polyscias balfouriana (hort. ex Sander) L. H. Bailey	ケンタッキープルーグ ラス種
	Prunella L.	Poa pratensis L.	イヌマキ種
	Prunella L.	Podocarpus macrophyllus (Thunb.) D. Don	チューベロース種
	Prunella L.	Polianthes tuberosa L.	たまちよれいたけ種
	Prunella L.	Polyporus tuberaster (Jacquin ex Persoon) Fries	カラタチ属
	Prunella L.	Ponerorchis graminifolia Rchb. f.	ウチヨウラン種
	Prunella L.	Populus L.	ハコヤナギ (ポプラ) 属
	Prunella L.	Portulaca grandiflora Hook.	マツバボタン種
	Prunella L.	Portulaca oleracea L.	スベリヒユ種
	Prunella L.	Potentilla grandaica (Bl.) O. Kunt	オヘビイチゴ変種
	Prunella L.	zevar. robusta (Franch. et Savat.) Kitag.	
	Prunella L.	Pratia angulata (G. Forst.) Hook. f.	プラチア アングラ タ種
	Prunella L.	Pratia nummularia (Lam.) A. Braun & Asch.	プラチア ヌンムラ リア種
	Prunella L.	Pratia pedunculata (R. Br.) F. Mueller ex Benth.	プラチア ベダンキ ユラータ種
	Prunella L.	Primula L.	プリムラ属
	Prunella L.	Primula sieboldii E. Morren	在来サクランソウ種
	Prunella L.	Prostanthera Labill.	プロスタンテラ属
	Prunella L.	Protea cynaroides L.	プロテア キナロイデ ス種
	Prunella L.	Parthenocissus Planch.	ツタ属
	Prunella L.		ウツボグサ属
	Prunella L.		スクラ属
	Prunella L.		アンズ種
	Prunella L.		オウトウ (甘果) 種
	Prunella L.		ミロバランスモモ種
	Prunella L.		ノモモ種
	Prunella L.		セイヨウスモモ種
	Prunella L.		セイヨウバクチノキ種
	Prunella L.		ウメ種





Sarcococca Lindl.	サルコココカ属
Saxifraga fortunei Hook. f. var. alpinia (Matsum. & Nakai) Nakai	ダイモンジソウ変種
Saxifraga rosacea Moench	セイヨウクモマグサ種
Scabiosa L.	スカビオサ (マツムシソウ) 属
Scaevola aemula R. Br.	スカエウオラ アエムラ種
Schefflera elegantissima (Veitch) Lowry & Frodin	シエフレラ エレガンテイツシマ種
[Dizygotheca elegantissima (Veitch) R. Vig. & Guillaumin]	
Schizachyrium scoparium (Michx.) Nash	スキザキリウム スコパリウム種
Schluumbergera Lem.	シュルンベルゲラ属
[Zygocactus K. Schum.]	
Schisandra repanda (Siebold & Zucc.) Radlk.	マツブサ種
[Schisandra nigra Maxim.]	
Schizophragma hydrangeoides Siebold & Zucc.	イワガラミ種
Scindapsus pictus Hassk.	オオシラフカズラ種
Scoparia L.	スコパリア属
Scutellaria costaricana H. Wendl.	スクテラリア コスタリカナ種
Secale cereale L.	ライムギ種
Sedum L.	マンネングサ属
Sedum album L.	セドウム アルブム種
Sedum burrito Moran	セドウム ブリト種
Sedum dasycyllum L.	セドウム ダシファイルム種
Sedum japonicum Siebold ex Miq.	メノマンネングサ種
Sedum lineare Thunb.	オノマンネングサ種
Sedum mexicanum Britton	メキシコマンネングサ種
Sedum organianum E. Walther	セドウム モルガニアヌム種
Sedum sarmentosum Bunge	ツルマンネングサ種
Sedum nana nematanthoides (Kuntze) K. Schum.	シーマニア ネマトントイデス種
[Gloxinia nematanthodes (O. Kuntze) Wiehl.]	
Seeemannia sylvatica (Kuntze) Hans	シーマニア シルウアテイカ種

[Gloxinia sylvatica (H. B. U.) Wiehl] Gler	
[Gloxinia sylvatica (Kuntze) Wiehl] Selaginella P. Beauv.	イワヒバ属
Sempervivum L.	センペルウィウム属
Senecio candidans D.C.	セネキオ カンデイダス種
Senecio macroglossus D.C.	セネキオ マクログロッスス種
Senna corymbosa (Lam.) H. S. Irwin & Barneby	ハナセンナ種
Senna pendula var. glabrata (Vogel) H. S. Irwin & Barneby	コバノセンナ変種
Serruria Salisb.	セルリア属
Sesamum indicum L.	ゴマ種
Setaria italica (L.) P. Beauv.	アワ種
Sidalcea malviflora (D.C.) A. Gray	シダルケア マルウイフロラ種
ex Benth.	
Silene L.	シレネ属
Sinningia speciosa (G. Lodd.) Hieron	シンニンギア種
Skimmia japonica Thunb.	ミヤマシキミ種
Smallanthus sonchifolius (Poepp. & Endl.) H. Rob.	ヤーコン種
Solanum glaucophyllum Desf.	ルリヤナギ種
Symphoricarpos Duham.	シンフォリカルポス属
Solanum L.	ナス属
Solanum habrochaites S. Knapp & D. M. Spooner	ソラヌム ハプロカイテス種
Solanum lycopersicum L.	トマト種
Solanum melongena L.	ナス種
Solanum muricatum Aiton	ペピーノ種
Solanum peruvianum L.	ソラヌム ペルウイアヌム種
Solanum pseudocapsicum L.	フユサンゴ種
Solanum tuberosum L.	パレイシヨ種
× Solanaster luteus (Everett) M. L. Green ex Dress	ソリダステル ルテウス種
Solidago L.	ソリダゴ属
Sonerila Roxb.	ソネリラ属
Sorbus commixta Hedl.	ナナカマド種
Sparassis crispa Wulf. Fr.	はなびらたけ種
Spinacia oleracea L.	ホウレンソウ種



Veronica × media Schrad.	ウエロニカ メディア種
Veronica ornata Monjuschko	トウテイラン種
Veronica peduncularis M. Bieb.	ウエロニカ ペドウンクラリス種
Veronica spicata L.	ウエロニカ スピカタ種
Veronicastrum virginicum (L.) Farw.	ヴェロニカストールムヴァージニカム種
Viburnum dilatatum Thunb.	ガマズミ種
Viburnum lantana L.	ウイブルヌム ランタナ種
Viburnum odoratissimum Ker Gawl.	サンゴジュ種
Viburnum opulus L.	ヨウシユカンボク種
Viburnum phlebottrichum Siebold & Zucc.	オトコヨウゾメ種
Viburnum plicatum Thunb.	オオデマリ種
Vicia faba L.	ソラマメ種
Vigna angularis (Willd.) Ohwi & H. Ohashi	小豆種
[Phaseolus angularis (Willd.) W. Wright]	
Vinca L.	ビンカ属
Viola L.	スミレ属
Vitex agnus-castus L.	セイヨウニンジンボク種
Vitex trifolia L.	ウイテクス トリフォリア種
Vitis L.	ブドウ属
Vriesea Lindl.	フリーセア属
Wahlenbergia procumbens (Thunb.) A. DC.	ヴァーレンベルギアプロクムベンス種
Wahlenbergia undulata (L. f.) A. DC.	ヴァーレンベルギアウンドウラタ種
Wasabia japonica (Miq.) Matsum.	ワサビ種
Weigela Thunb.	タニウツギ属
Westringia Sm.	ウエストリンギア属
Wisteria Nutt.	フジ属
Wrightia antidysenterica (L.) R.Br.	ライテイア アンチデイセンテリカ種
Xerochrysum Tzvelev	ムギワラギク属
Zaluzianskya ovata (Benth.) Walp.	ザルジアンスキア オウアタ種

Zamioculcas zamiifolia (Lodd.) Engl.	ザミオククルカス ザミイフオリア種
Zantedeschia Spreng.	オランダカイウ属
Zea mays L.	トウモロコシ種
Zingiber officinale Roscoe	ショウガ種
Zinnia L.	ヒヤクニチソウ属
Ziziphia Mill.	ナツメ属
Zoysia Willd.	シバ属
× ZYGONISIA hort.	ジゴニシア属
[Zygopetalum × Aganisia]	ジゴベタラム類 (ジゴペタラム属、ジゴベタラム属とネオガドネリア属又はパブステイア (コラックス) 属との交雑種及びコンドロリンカ属を含む。)

  

別表第三の一 (第十一条の三関係)	農林水産植物の種類	金額	九万三千円に、栽培試験に要する最も長い年数として別表第三の観賞樹、果樹、林木その他の木本
別表第三の二 (第十一条の三関係)	上記以外の種類	四十二万四千円	二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる年数を乗じて得た額

  

別表第三の三 (第十一条の三関係)	農林水産植物の種類	金額	十三万五千円
トリカブト	特別な調査を要する重要な形質物の区分	金額	

  

カエデ、マタタビ、バンレイシ、パイヤ、クリ、オレンジ類、香酸カンキツ類、ブナ類、その他カンキツ類、ウンシュウミカン、ハンカチノキ、カキノキ、ビワ、イチジク、キンカン、クルミ、アセロラ、リンゴ、マンゴー、オリブ、コノテガシワ、カラタチ、サクラ、スモモ (ニホンスモモを除く)、アンズ、オウトウ (甘栗、ウメ、モモ及びネクタリン、ニホンスモモ、ユスラウメ、カリン、セイヨウナシ、ニホンナシ、ナンキンハゼ、エゴノキ、ブドウ	年五
パインアップル、ヒロケレウス、ウンダツス (ドラゴンフルーツ)、クロミノウグイスカグラ (ハスカップ)、クワ、ムサ、アクミナタ、パッションフルーツ、キイチゴ類 (ラズベリーを除く)、ラズベリー、マツブサ、ブルーベリー (ジャシヤンボを除く)	年四
茶、観賞樹に属する区分 (カエデ、フジウツギ、ハンカチノキ、デロスベルマ、ポインセチア、ヘーベ、ランタナ、チリソケイ、コノテガシワ、サクラ、バラ、ナンキンハゼ、エゴノキを除く)	年三
上記以外の区分	年一

タマネギ	乾物率	一万七千円
	分球の強弱(シヤロット品種に限る。)	五万円
	球のキログラム当たりの成長点の数	一万四千円
	球の乾物率	一万七千円
	貯蔵中のほう芽期	六万七千円
	雄性不稔性	五万円
ニンニク	ほう芽期	一万四千円
	荒粉歩留り	一万七千円
コンニャク	精粉歩留り	八千五百円
	精粉組成	八千五百円
	精粉粘度	八千五百円
パインアツプル	果汁の多少	一万二千円
落花生	オレイン酸含有量	十六万円
マーガレット	開花期(夏植)	九万三千円
アルテミス	サントニン含量	十三万五千円
ア	精油含量	一万七千円
オオバナオケラ	乾物率	一万四千円
エンバク	まき性	五万円
	冠さび病抵抗性	二十二万五千円
テンサイ	根中糖分含有率	八千五百円
	糖量	八千五百円
	ナトリウム含有量	二万二千円
	カリウム含有量	二万二千円
	可溶性窒素含有量	四万八千円
ナタネ	種子のエルシン酸含有の有無	五万円
	春まき抽だい性	九万三千円
	晩夏まき抽だい性	九万三千円
	春作の収穫の早晩性	五万円
カリフラワ	萎黄病レース1抵抗性の有無	十七万六千円
キヤベツ	根こぶ病抵抗性	二十万円
アブラナ (在来ナタネ (ハクサイ及 びカブを除 く。))	抽だい始期	九万三千円
ハクサイ	根こぶ病抵抗性	二十八万円
ミシマサイ	エタノールエキス含有率	一万七千円
コ	乾物率	一万七千円

茶	発酵性	一万二千円
アサ	カフェイン含量	十三万五千円
	花序のTHC含量(タイプA、B及びEの品種に限る。)	七万五千円
	花序のTHC含量(タイプC及びDの品種に限る。)	七万五千円
	花序のCBD含量	七万五千円
トウガラシ	辛味の強弱(観賞用品種を除く。)	十三万五千円
	トバモウイルス抵抗性 病原型0(観賞用品種を除く。)	五万円
	トバモウイルス抵抗性 病原型1(観賞用品種を除く。)	十七万六千円
	トバモウイルス抵抗性 病原型1-2(観賞用品種を除く。)	五万円
	トバモウイルス抵抗性 病原型1-2-3(観賞用品種を除く。)	五万円
	ジャガイモYウイルス抵抗性(観賞用品種を除く。)	二十万円
	疫病抵抗性(観賞用品種を除く。)	二十二万五千円
	キュウリモザイクウイルス抵抗性(観賞用品種を除く。)	二十万円
	トマト黄化えそウイルス抵抗性(観賞用品種を除く。)	二十万円
	斑点細菌病抵抗性(観賞用品種を除く。)	十七万六千円
	青枯病抵抗性(観賞用品種を除く。)	二十万円
	色素含有率	十三万五千円
ベニバナ	油脂含有率	五万円
	乾物率	一万七千円
スイカ	つる割病レース0抵抗性	二十万円
	つる割病レース1抵抗性	二十万円
	つる割病レース2抵抗性	二十万円
	炭そ病レース1抵抗性	二十万円
メロン	つる割病レース0抵抗性	六万円
	つる割病レース1抵抗性	六万円
	つる割病レース2抵抗性	六万円
	うどんこ病(Phodospaera xanthiilee 1)抵抗性	二十万円
	うどんこ病(Phodospaera xanthiilee 2)抵抗性	十七万六千円
	うどんこ病(Phodospaera xanthiilee 5)抵抗性	十七万六千円
	うどんこ病(Golovinomyces cichoracearum レース1)抵抗性	十七万六千円
	ワタアブラムシ抵抗性	十七万六千円
	ズッキーニ黄斑モザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
	パパイヤ輪点ウイルス系統Gadelaideipe抵抗性	二十万円
	パパイヤ輪点ウイルス系統E2抵抗性	十七万六千円
	マスクメロンえそ斑点ウイルス抵抗性	十七万六千円
キュウリ	キュウリモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
	黒星病抵抗性	十七万六千円
	キュウリモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円



稲	べと病レースB1...31EU抵抗性	十七万六千円
	べと病レースB1...33EU抵抗性	十七万六千円
	べと病レースB1...35EU抵抗性	十七万六千円
	レタスモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
	根腐病菌レース1抵抗性	十七万六千円
	根腐病菌レース2抵抗性	十七万六千円
	レタスビツグベイン病抵抗性	十七万六千円
	アブラムシ耐性	二十万二千円
	けい光反応性	二十万二千円
イタリアン ライグラス	冠さび病抵抗性	二十二万五千円
	いもち病抵抗性	二十二万五千円
	硝酸態窒素の濃度	十三万五千円
	けい光反応性	十万二千円
ペレニアル ライグラス	斑点落葉病抵抗性(生食用品種に限る。)	七万五千円
リンゴ	バーティシリウム萎凋病抵抗性	二十二万三千円
アルファアル ファ	ナミクキセンチュウ抵抗性	二十万円
	アルファアルファ炭そ病抵抗性	二十万円
	フィットフトラ根腐病抵抗性	十七万六千円
	コンドウヒゲナガアブラムシ抵抗性	十七万六千円
	アルファアルファアブラムシ抵抗性	十七万六千円
	アルファアルファそばかす病抵抗性	九万三千円
ハツカ	メントール含有率	十三万五千円
	カルボン含有率	十三万五千円
	さし木の発根性(飼料用品種に限る。)	九万三千円
クワ	立枯病抵抗性	十三万三千円
タバコ	疫病抵抗性	二十万円
	PVY抵抗性	二十二万五千円
	黒根病抵抗性	二十二万五千円
	TMV抵抗性	二十万二千円
	うどんこ病抵抗性	二十万二千円
	胚乳のアミロース含量	一万七千円
	外穎のフェノール反応による着色	一万七千円
	精米のアルカリ崩壊性	一万七千円
	低温発芽性(陸稲品種に限る。)	十万二千円
	障害型耐冷性	九万三千円
	耐倒伏性	九万三千円
	高温登熟性	十八万四千円
	グルテリン含量	七万三千円
	カドミウム吸収性	十八万四千円
	セシウム吸収性	十八万三千円
	穂発芽性	一万七千円
	ピリミジニルカルボキシ系除草剤(ビスピリバクナトリウム塩)抵抗性	十万二千円
	いもち病抵抗性推定遺伝子型	十四万八千円
	葉いもちほ場抵抗性	十一万九千円
	穂いもちほ場抵抗性	十九万二千円
	白葉枯病抵抗性品種群別	十六万二千円
	白葉枯病ほ場抵抗性	十六万二千円
	しま葉枯病抵抗性品種群別	十二万三千円
	ツマグロヨコバイ抵抗性品種群別	十七万三千円
	トビイロウンカ抵抗性推定遺伝子型	十二万三千円
	ごま葉枯病ほ場抵抗性	十九万二千円
	ペオニフロリン含量(薬用品種に限る。)	十三万五千円
	オタネニンジンエキス含量	一万七千円
シヤクヤク オタネニン ジン	サポニンの有無	十三万五千円
チモシー	斑点病抵抗性	九万三千円
モモ及びビネ クタリン	果肉の軟化	十六万五千円
ニホンナシ	果肉の溶性	十六万五千円
ダイコン	黒斑病抵抗性	七万五千円
ジオウ	ダイコンの空洞	九万三千円
ダイオウ	雌性不稔性	九万三千円
	エタノールエキス含有率	一万七千円
	乾物率	一万七千円
	エタノールエキス含有率(薬用品種に限る。)	一万七千円
	センノサイドA含有率(薬用品種に限る。)	十三万五千円
	乾物率(薬用品種に限る。)	一万七千円
	黒穂病抵抗性	二十五万円
	まき性	五万円
	セサミン含有量	十三万五千円
	全固形物量	一万七千円
	スクロース含有量の有無	十三万五千円
	リコペン含有量	十三万五千円
	サツマイモノコブセンチュウ抵抗性	六万円
	半身萎凋病抵抗性	二十万二千円
	萎凋病レース1抵抗性	六万円
	萎凋病レース2抵抗性	六万円
	萎凋病レース3抵抗性	六万円
	根腐萎凋病抵抗性	二十万二千円
	葉かび病レース0抵抗性	二十万二千円
	トマトモザイクウイルス系統0抵抗性	十七万六千円
	トマトモザイクウイルス系統1抵抗性	十七万六千円
	トマトモザイクウイルス系統2抵抗性	十七万六千円
	疫病抵抗性	二十万二千円

斑点病抵抗性	二十万円
青枯病抵抗性	十七万六千円
黄化葉巻病 (TYLCV) イスラエル系統抵抗性	二十万円
黄化葉巻病 (TYLCV) マイルド系統抵抗性	二十万円
かいよう病抵抗性	二十万円
休眠期間	一万四千元
ジャガイモシストセンチュウ抵抗性	十七万七千円
抽だい期	五万円
ベと病レース1抵抗性	十七万六千円
ベと病レース2抵抗性	十七万六千円
ベと病レース3抵抗性	十七万六千円
ベと病レース4抵抗性	十七万六千円
ベと病レース5抵抗性	十七万六千円
ベと病レース6抵抗性	十七万六千円
ベと病レース7抵抗性	十七万六千円
ベと病レース8抵抗性	十七万六千円
ベと病レース10抵抗性	十七万六千円
ベと病レース11抵抗性	十七万六千円
ベと病レース12抵抗性	十七万六千円
ベと病レース13抵抗性	十七万六千円
ベと病レース14抵抗性	十七万六千円
ベと病レース15抵抗性	十七万六千円
ベと病レース16抵抗性	十七万六千円
ベと病レース17抵抗性	十七万六千円
キュウリモザイクウイルス抵抗性	十七万六千円
子実のタンニン含量	一万四千元
日長感応性	五万円
紫斑点病抵抗性	十四万八千円
総ステビオサイド含有率	四万五千円
ステビオサイド含有率	四万五千円
レバウデオサイドA含有率	四万五千円
スウェルチアマリン含有量	十三万五千円
エタノールエキス含有率	一万七千円
乾物率	一万七千円
菌核病抵抗性	二十万六千円
アカクロ	三万四千円
シロクロ	三万四千円
バ	
コムギ	
粒質	一万二千円
まき性	五万円
穂発芽性	一万七千円
Glucanase遺伝子座にある対立遺伝子の発現	七万三千円
Glucanase1遺伝子座にある対立遺伝子の発現	七万三千円

マカロニコムギ	原麦粒のフェノール反応による着色	七万三千円
Glucanase1遺伝子座にある対立遺伝子の発現		一万七千円
まき性		五万円
Glucanase1遺伝子座にある対立遺伝子の発現		七万三千円
Glucanase1遺伝子座にある対立遺伝子の発現		七万三千円
アズキ落葉病菌レース1抵抗性		十七万三千円
アズキ落葉病菌レース2抵抗性		十七万三千円
すず紋病抵抗性		十六万二千円
トウモロコシ	すず紋病抵抗性	十六万二千円
シバ	ごま葉枯病抵抗性	十六万二千円
	越冬性	九万三千円
	越夏性	九万三千円
別表第四(第十七条関係)	類似の農林水産植物の区分	和名
名称	学名	
属より細分化された区分		
Brassica oleracea L.		ブラシカ オレラケアに属する種類
Brassica L. (Brassica oleraceaを除く。)		ブラシカ オレラケアを除くブラシカ属に属する種類
Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. alba DC.		飼料用ビート
Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. saccharifera Alef.		テンサイ
Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. conditiva Alef.		ビートルート
Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. rubra L.		スイスチャード
Beta vulgaris L. var. cicla		スピニツシュビート
Beta vulgaris L. (class 2. 1及びclass 2. 2を除く。)		class 2. 1及びclass 2. 2を除くフダソウ属に属する種類
Cucumis sativus L.		キュウリ
Cucumis melo L.		メロン







2 1 4	S S A	C L A	2 1 3	S S A	C L A	2 1 2	S S A	C L A	Odontoglossum Group	Miltonia Group	Cattleya Group	Sparreria (Fr.) Polyporus (Fr.) Plexiporus (Fr.) Pleurotus (Fr.) Pleurotus ostreatus (Fr.) Pleurotus eryngii (Doex Fr.)	うすひらたけ	ひらたけ	エリンギ
			ミルトニア類 (ミルトニア属、ミルトニア属とアダ属、アスパシア属、ブラシア属、コクリオダ属、ロドリゲシア属又はトリコピリア属との交雑種を含む。)			カタレア類 (カタレア属、カタレア属とブラサボラ属、レーリア属又はソフロニチス属との交雑種及びソフロリア属を含む。)			はなびらたけ			たまちよれいたけ			
			オドントグロッサム類 (オドントグロッサム属、オドントグロッサム属とアダ属、アスパシア属、ブラシア属、コクリオダ属、コンパレチア属、ゴメサ属、ミルトニア属、オンシジウム属又はロドリゲシア属との交雑種及びフォイルステケアラ												

2 1 9	S S A	C L A	2 1 8	S S A	C L A	2 1 7	S S A	C L A	2 1 5	S S A	C L A																																																
b.	Vireckia R. M. King & H. Ro	Praxelis Cas.	Fleischmannia Sch. Bip.	Eutrochium Raf.	& H. Rob.	Cronquistianthus R. M. King	Conoclinium DC.	Chromolaena DC.	Campanulinium DC.	Bartlettina R. M. King & H. R	H. Rob.	Asplundianthus R. M. King &	Ageratina Spach	Rob.	Acanthostyles R. M. King & H	Eupatorium L.	Glandularia J. F. Gmel.	Verbena L.	Zygopetalum Group	Oncidium Group																																							
			ウイレクキア属			ブラクセリス属			フレイシユマンニア属			エウトロキウム属			ツス属			クロンクイステイアン			コノクリニウム属			ヒマワリヒヨドリ属			カンブロクリニウム属			バルトレッティナ属			ス属			マルバフジバカマ属			アスブルンデイアンツ			アカントステイレス属			ヒヨドリバナ属			グラランデユラリア属			バーベナ属			ジゴペタラム類 (ジゴペタラム属、ジゴペタラム属とネオガドネリア属又はパプステイア (コラックス) 属との交雑種及びコンドロリンカ属を含む。)			属、ウイルソナラ属を含む。		

別記  
様式第一号（第五条関係）

ここに収入印紙をちよう付してください。 収入印紙は、消印や汚損等しないでください。
--

(ちよう付した収入印紙の額 円)

**品 種 登 録 願**

農林水産大臣 殿

年 月 日

種苗法第5条第1項の規定に基づき、次のおり出願します。  
(この願書を提出する者)

出願者 代理人 (品種登録管理人を含む。以下同じ) (1, (3)に記載)

1. 出願者

(1) 住所又は居所並びに氏名又は名称

フリガナ

住所又は居所：(〒 )

フリガナ

氏名又は名称：

(ローマ字表記)：

(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常  
使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

上記の他に出願者はいない。

上記の他に出願者がいる。(出願者が複数ある場合には、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。)

(2) 出願者の国籍： \_\_\_\_\_  
(出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を記載すること。)

(3) 代理人 (代理人による出願の場合のみ記載すること。)

フリガナ

住所又は居所：(〒 )

フリガナ

氏名又は名称： \_\_\_\_\_

(ローマ字表記)：

(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常  
使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

上記の他に代理人はいない。

上記の他に代理人がいる。(代理人が複数ある場合には、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。)

2. 文書送付先 (国内の住所等)

(1) 住所又は居所：(〒 )

あて名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： (1, (1)又は(3)と同一である場合は省略可。)

E-mail アドレス： (1, (1)又は(3)と同一である場合は省略可。)

(2) 上記(1)の住所又は居所は、次のものである。

出願者の1人 代理人 業務用住所 (非居住者の場合など)

## 3. 農林水産植物の種類

学名(ローマ字) : \_\_\_\_\_

和名 : \_\_\_\_\_

## 4. 出願品種の名称

フリガナ																				
品種名称																				
ローマ字表記																				

(ます目に記入された文字が正式な出願品種の名称となるので、誤記のないように、ます目に上段から左詰めで1文字ずつ記入すること。名称中にスペースを入れる場合に限り、文字と文字の間に空白のます目を設けることができる。仮名文字の場合の撥音(ゃ、ゅ、よ等)及び促音(っ)は、ます目の左下に記載する。)

## 5. 出願品種の育成者

(1) 本品種を育成した者は、

 出願者と同一である。(育成者の氏名及び住所を記載する必要はない。) 出願者と異なる。

フリガナ

住所又は居所 : (〒 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名 : \_\_\_\_\_

(ローマ字表記) : \_\_\_\_\_

別紙あり (複数名の場合には、「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。)

(2) (育成をした者と出願者が異なる場合) 出願者が品種登録を受ける地位にある理由は、次のとおり。

 職務育成品種 契約(特定承認) 相続等(一般承認) その他(具体的に記載) : \_\_\_\_\_

(3) 本品種が育成された国 : \_\_\_\_\_

## 6. 外国での出願

 該当する。(以下に記載すること。)

国又は政府機関名称 : \_\_\_\_\_

出願年月日 : \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

出願番号 : \_\_\_\_\_

審査状況  審査中  拒絶  取下げ  登録 品種名称 : \_\_\_\_\_ 又は  仮名称 : \_\_\_\_\_

別紙あり (出願先が複数ある場合には、「□」に「レ」を付し、2件目からは別紙に同じ欄を必要数設けて全て記載すること。)

## 7. 優先権の主張

 該当する。(以下に記載すること。)

以下の出願に関して優先権を主張します。

国又は政府機関名称 : \_\_\_\_\_

出願年月日 : \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

出願した品種名称 : \_\_\_\_\_

## 8. 本品種の種苗又は収獲物を案として譲渡した履歴

(1) 日本における譲渡

 譲渡していない。 譲渡した。(以下に記載すること。)

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日に日本で最初の譲渡を行った。

譲渡時の名称 : \_\_\_\_\_

(2) 外国における譲渡

 譲渡していない。 譲渡した。(以下に記載すること。)

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日に(国名) \_\_\_\_\_で最初の譲渡を行った。

譲渡時の名称 : \_\_\_\_\_

9. 外国の審査当局における特性審査の実施状況（最先願の国についてのみ記載すること。）  
 出願品種の特性審査については、  
 (国名) \_\_\_\_\_ で完了した。  
 (国名) \_\_\_\_\_ で実施中。  
 (国名) \_\_\_\_\_ でまだ開始されていない。  
 (国名) \_\_\_\_\_ では実施しない。
10. 出願品種の形質及び出願者が保持していると思料する出願品種の特性  
 様式第2号の説明書の「5. 出願品種の形質及び特性」に記載するとおり。
11. 他法律の規定による出願料の特例規定の適用  
 適用なし  
 適用あり（以下に法律名及び同法に規定する確認書の番号を記載すること。）  
 法律名 \_\_\_\_\_  
 確認書の番号 \_\_\_\_\_
12. 種苗法第21条の2第1項の規定による届出に関する情報  
 (1) 種苗法第21条の2第1項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出（様式第8号の2関係）  
 届出あり  
 届出なし  
 (2) 種苗法第21条の2第1項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出（様式第8号の3関係）  
 届出あり  
 届出なし
13. 宣誓  
 私/我々は、私/我々の知りうる限りにおいて、この品種登録願、説明書及びこれらに関連する書類に記載し、申告する出願品種の審査のために必要な情報が適切であることをここに宣誓します。  
 （出願者又は代理人が宣誓すること。）
- はい  いいえ

## (願書別紙)

1. 出願者（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）  
 フリガナ  
 住所又は居所：(〒 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_  
 フリガナ  
 氏名又は名称： \_\_\_\_\_  
 (ローマ字表記)： \_\_\_\_\_  
 (注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。  
 法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_  
 電話番号： \_\_\_\_\_  
 FAX 番号： \_\_\_\_\_  
 E-mail アドレス： \_\_\_\_\_  
 出願者の国籍： \_\_\_\_\_  
 (出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を記載すること。)
2. 代理人（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）  
 フリガナ  
 住所又は居所：(〒 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_  
 フリガナ  
 氏名又は名称： \_\_\_\_\_  
 (ローマ字表記)： \_\_\_\_\_  
 (注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。  
 法人の場合には代表者氏名： \_\_\_\_\_  
 電話番号： \_\_\_\_\_  
 FAX 番号： \_\_\_\_\_  
 E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

3. 出願品種の育成者（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）  
 フリガナ  
 住所又は居所：（〒 ）  
 フリガナ  
 氏 名：  
 (ローマ字表記)：
4. 外国での出願（2件目からは記載欄を必要数設けて全て記載すること。）  
 国又は政府機関略号：  
 出願年月日： 年 月 日  
 出願番号：  
 審査状況 審査中 拒絶 取下げ 登録  
品種名称： 又は 仮名称：

(別添様式)

品種登録願を補足する情報

1. 出願者（品種登録願「1.出願者」関係の補足）
- (1) 共同出願の場合において、持分の定めがある場合には、出願者全員の氏名又は名称並びにその持分を記載すること。なお、持分については、分数で、その合計が1となるように記載すること。  
 氏名又は名称： 持分：  
 氏名又は名称： 持分：  
 氏名又は名称： 持分：  
 氏名又は名称： 持分：  
 氏名又は名称： 持分：  
 (行が不足する場合には、本欄に行を追加して記載する。)
- (2) 共同出願の場合において、種苗法第23条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約がある場合には、この欄に当該定め又は契約がある旨を記載すること。  
 \_\_\_\_\_
- (3) 出願者が外国法人の場合には、法人の法的性質を記載すること。  
 \_\_\_\_\_
2. 職務育成品種（品種登録願「5.出願品種の育成者」関係の補足）  
 本出願品種が職務育成品種である場合には、次の「□」のいずれかに「レ」を付すこと。  
使用者等による出願  
従業者等による出願（下欄に使用者等の名称及び住所を記載）  
 使用者等の名称： \_\_\_\_\_  
 住 所： \_\_\_\_\_

## 〔Ⅰ．提出物件及び添付書面の目録〕

願書に添付した書類等の「□」に「レ」を付すこと。

- 1. 願書様式
  - 願書別紙 1. 出願者（2人目以降）
  - 願書別紙 2. 代理人（2人目以降）
  - 願書別紙 3. 出願品種の育成者（2人目以降）
  - 願書別紙 4. 外国での出願（2件目以降）
- 2. 品種登録願を補足する情報を記載した書面
- 3. 説明書
- 4. 代理人により出願する場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
- 5. 出願者が種苗法第11条第1項の規定により優先権を主張する場合は、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があったことを証明する書面（原文及び翻訳文）
- 6. 出願品種の植物体の写真
- 7. 出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合は、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面（譲渡証明書等）
- 8. 出願者が外国人（外国法人を含む。）である場合は、次に掲げる書面
  - (1) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人の場合は営業所。以下8において「住所等」という。）を有するとき
    - 出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面
  - (2) 出願者が締約国等又は同盟国の国籍を有するとき、又は当該国に住所等を有するとき
    - 出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）
  - (3) 出願者の属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているとき
    - a 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）
    - b 当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）（原文及び翻訳文）
    - c 当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面（原文及び翻訳文）
  - (4) 出願者が日本国以外の種苗法第10条第4号に規定する条約を締結している国に属するとき、又は当該国に住所等を有するとき
    - 出願者が日本国以外の種苗法第10条第4号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

- 9. 試作データ（別紙）
- 10. その他（書類名を記載すること）

## 〔Ⅱ．種苗法第21条の2第1項の規定による届出に関する情報〕

1. 種苗法第21条の2第1項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出（様式第8号の2関係）
  - 届出あり
2. 種苗法第21条の2第1項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出（様式第8号の3関係）
  - 届出あり

様式第二号（第七条関係）

## 説 明 書

1. 農林水産植物の種類  
学 名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和 名： \_\_\_\_\_
2. 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先  
フリガナ \_\_\_\_\_  
住所又は居所：（〒 \_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名： \_\_\_\_\_  
（法人にあつては、法人名、担当部署名及び担当者氏名）  
電 話 番 号： \_\_\_\_\_  
F A X 番 号： \_\_\_\_\_  
E-mailアドレス： \_\_\_\_\_
3. 出願品種の名称  
フリガナ \_\_\_\_\_  
品 種 名 称： \_\_\_\_\_  
（ローマ字表記）： \_\_\_\_\_
4. 出願品種の育成及び繁殖の方法  
(1) 育成方法  
 (a) 交配  
 母親の品種名： \_\_\_\_\_  
 父親の品種名： \_\_\_\_\_  
 両親とも不明  
 (b) 突然変異（枝変わり）親品種名： \_\_\_\_\_  
 (c) 発見及びその検定  
 (d) その他  
(2) 育成経過（(1)について、いつどこで、どのように育成したか詳細を記載する。）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
(3) 繁殖方法  
(a) 種子繁殖

- (ア) 自家受粉  
 (イ) 他家受粉  集団採種  合成品種  
 (ウ) 交雑品種（種子を得るために毎回親品種を交配するもの（F1品種等））  
 (ニ) その他（具体的に記載）： \_\_\_\_\_

- (b) 栄養繁殖  
 (ア) 挿し木、接ぎ木  
 (イ) 組織培養  
 (ウ) その他（具体的に記載）： \_\_\_\_\_  
 (c) その他（具体的に記載）： \_\_\_\_\_

5. 出願品種の形質及び特性（出願品種が属する農林水産植物の審査基準に基づいて記載する。）

形質番号	形質名	特 性	出願品種の階級値（特性値）

6. 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性（出願品種が属する農林水産植物の審査基準に基づいて記載する。）

類似品種名	形質名	類似品種の特性	出願品種の特性

7. 品種審査において参考となり得る追加情報

- (1) 上記5及び6に記載された情報に加え、出願品種を区別するために役立つと思われる追加的な形質（審査基準にない形質）はありますか。  
 はい  いいえ  
「はい」の場合、その内容を記載してください。後日、その内容についてデータの提出を求める場合があります。



- (2) 品種の栽培又は審査の実施に関連して、特別な条件はありますか。  
はい いいえ  
「はい」の場合、その内容を記載してください。

(3) その他の情報

(a) 出願品種の主たる用途

(b) 出願品種の写真（添付書類として提出する。）

8. 栽培の承認

- (1) 出願品種は、環境保全並びに人間及び動物の健康保護に関して、関係する法令に基づきその栽培について事前の承認等が必要ですか。  
はい いいえ  
(2) (1)が「はい」の場合、その承認等に関する法令の名称を記載してください。  
はい いいえ  
(3) (1)が「はい」の場合、その承認等を既に得ていますか。  
はい いいえ  
(4) (3)が「はい」の場合、その承認等のコピーを添付してください。

9. 審査用種苗に関する情報

特性は、病害虫、薬物処理（例：生長抑制剤等）、組織培養の影響、台木の違い、採種条件の違い等の要因により影響を受けることがあります。審査用種苗の提出については、審査当局の指示に従ってください。ただし、通常の栽培において、以下のような処理を行っている場合には、次の(1)から(4)までの該当する項に「レ」を付した上で、「はい」の場合その詳細を記載してください。

- (1) 微生物（例：ウイルス、細菌、菌類） はい いいえ  
(2) 薬物処理（例：生長抑制剤等） はい いいえ  
(3) 組織培養 はい いいえ  
(4) その他の要素 はい いいえ

「はい」の場合は詳細を記載してください。

10. 出願品種の栽培状況に関する情報

- (1) 種子又は種苗を種苗としない品種の場合において、特性を確認できる植物体の維持及び保存の状況（維持及び保存場所の住所及び方法）について記載してください。  
(a) 維持及び保存場所の住所： \_\_\_\_\_

(b) 維持及び保存の方法： \_\_\_\_\_

- (2) 日本国内における現地調査が可能な栽培場所について記載してください。栽培場所をまだ定めていない場合には、栽培場所を設定する予定年月を記載してください。  
住所（〒 \_\_\_\_\_）  
\_\_\_\_\_

交通機関： \_\_\_\_\_（最寄り駅）： \_\_\_\_\_

栽培場所設定の予定年月： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月

- (3) 日本国内における作型について記載してください。

露地 施設（施設の種類）： \_\_\_\_\_

上記作型に基づき、は種等の時期を以下に記載してください。

(a) は種、植付け等の適期

は種 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬  
植付け \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬  
接ぎ木 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬  
挿し木 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬  
その他（ \_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬

(b) 開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に達した生育ステージの時期等

開花期 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬  
収穫期 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬  
成熟期 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬  
その他（ \_\_\_\_\_） \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬～ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_旬

## 様式第三号（第九条関係）

特定承継による出願者の名義変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

変更前の出願者

住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

変更前の出願者の代理人

住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

出願者の名義の変更を受けようとする者

住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

出願者の名義の変更を受けようとする者の代理人

住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 名義変更の年月日 年 月 日
- 6 名義変更の事由
- 7 品種登録により発生することとなる育成者権の持分（持分の定めがある場合に限る。）

8 種苗法第23条第2項の定め又は民法第254条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約（契約がある場合に限る。）

9 添付書類の目録

- 承継人であることを証明する書面（譲渡証明書等）
- 代理人により出願者の名義の変更を受けようとする場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
- 出願者の名義の変更を受けようとする者が外国人又は外国法人である場合は、その国籍等を証明する書面（原文及び翻訳文）

（備考）

9については添付書類名の前の「」に「レ」を付す。

## 様式第四号（第九条関係）

一般承継による出願者の名義変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

承継人  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 名義変更の年月日 年 月 日
- 6 名義変更の事由
- 7 品種登録により発生することとなる育成者権の持分（持分の定めがある場合に限る。）
- 8 種苗法第23条第2項の定め又は民法第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約（契約がある場合に限る。）
- 9 添付書類の目録  
 一般承継であることを証明する書面  
 代理人により一般承継による出願者の名義変更を届け出る場合は、その権限を証明する書面（委任状等）  
 出願者の名義の変更を受けようとする者が外国人又は外国法人である場合は、その国籍等を証明する書面（原文及び翻訳文）

(備考)

9については添付書類名の前の「」に「レ」を付す。

## 様式第五号（第十一条関係）

出 願 取 下 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の商品登録出願を取り下げます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

様式第六号（第十一条関係）

## 出願放棄書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）代理人  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の品種登録出願を放棄します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

様式第六号の二（第十一条の二関係）

現地調査・栽培試験結果報告書  
(出願品種の審査)

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、出願品種の現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 出願番号 番 号
- 2 出願年月日 年 月 日
- 3 出願者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 4 代理人  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 5 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 6 出願品種の名称
- 7 育成者  
氏名：
- 8 調査方法
- 9 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：

- 10 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 11 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 12 技術審査結果及び結論  
(1) 区別性の報告  
この品種は、公知の  
他の品種と明確に区別することができる [ ]  
他の品種と明確に区別することができない [ ]  
(2) 均一性の報告  
この品種は、その繁殖方法を考慮して、  
十分に均一である [ ]  
十分に均一でない [ ]  
(3) 安定性の報告  
この品種は、その重要な形質について、  
安定している [ ]  
安定していない [ ]
- 13 その他
- 14 現地調査・栽培試験実施責任者  
氏名：
- (備考)  
品種特性表をこの報告に添付する。

## 品種特性表

- 1 出願番号 番 号
- 2 出願者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 3 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 4 出願品種の名称
- 5 審査基準の番号
- 6 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
- 7 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 9 特性表
- | UPOV 番号  | 日本番号 | 形質 | 特性 | 附級値 | 注記 |
|--|------|----|----|-----|----|
| 10 類似品種及びそれらとの相違点<br>(類似品種の名称、類似品種と相違する形質、類似品種の特性及び出願品種の特性について記載すること。) |      |    |    |     |    |
| 11 添付資料<br>(1) 写真<br>(2) 類似品種の特性表<br>(3) その他審査に必要な資料                   |      |    |    |     |    |
| (備考)<br>1 9に列記した形質で類似品種の絞り込みをした場合には、用いた形質のそれぞれの形質番号の前に「G」を付す。          |      |    |    |     |    |

- 2 9において、UPOVテストガイドラインでアスタリスク（\*）が付されている形質は本表においてもUPOVテストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付す。
- 3 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。
- 4 写真は、出願品種の特性、均一性及び類似品種との区別性が十分確認することができるものであること。
- 5 類似品種の特性表は9の特性表様式による。

様式第六号の三（第十一条の三関係）

手数料納付書  
(出願品種の審査・審査特性の訂正)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代理人  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第15条の3第1項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 手数料の通知の日付 年 月 日
- 6 金額  
金額 \_\_\_\_\_ 円

(ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。)

## 様式第七号（第十二条関係）

## 意見書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第17条第3項に基づき、下記のとおり意見を提出します。

## 記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 拒絶理由通知の日付 年 月 日
- 6 意見の内容
- 7 証拠方法
- 8 添付書類又は添付物件の目録

## 様式第七号の二（第十二条の二関係）

## 審査特性の訂正請求書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第17条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり、審査特性の訂正を求めます。

## 記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 審査特性の通知の日付 年 月 日
- 6 訂正の内容  
(1) 訂正事項  

形質番号	形質名	特 性	出願品種の階級値（特性値）
- (2) 訂正を求める理由
- 7 添付書類の目録  
出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料

(備考)

- 1 6(1)の訂正事項は、出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性を記載する。
- 2 出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料を添付する(品種登録出願の際、出願品種の特性を記載しなかった形質については、審査特性の訂正請求はできない。)

様式第七号の三(第十二条の三関係)

現地調査・栽培試験結果報告書  
(審査特性の訂正)

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、審査特性の訂正に係る現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 出願番号 番 号
- 2 出願年月日 年 月 日
- 3 出願者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 4 代理人  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 5 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 6 出願品種の名称
- 7 育成者  
氏名：
- 8 調査方法
- 9 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：

様式第七号の三(第十二条の三関係)



- 10 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 11 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 12 調査の結論  
訂正請求があった審査特性は事実と異なると認める [ ]  
訂正請求があった審査特性は事実と異なるとは認められない [ ]
- 13 その他
- 14 現地調査・栽培試験実施責任者  
氏名：
- (備考)  
品種特性表をこの報告に添付する。

## 品種特性表

- 1 出願番号 番 号
- 2 出願者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 3 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 4 出願品種の名称
- 5 審査基準の番号
- 6 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
- 7 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 9 特性表  
UPV 番号 日本番号 形質 特性 階級値 注記
- 10 調査の結論に至った理由  
(訂正請求のあった審査特性、本調査で確認された特性及びそれらの相違の有無並びに訂正請求があった審査特性が事実と異なる又はそうではないと判断した理由について記載すること。)
- 11 添付資料  
(1) 写真  
(2) その他審査に必要な資料
- (備考)  
1 9には、訂正請求のあった審査特性に対応する特性のみ記載する。  
2 9において、UPV テストガイドラインでアスタリスク(\*)が付されている形質は本表においてもUPV テストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付す。  
3 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。  
4 写真は、出願品種の特性が十分確認することができるものであること。

様式第八号（第十四条関係）（平17農水令74・改正、令2農水令83・一部改正）

品 種 登 録 証	
1	登録番号
2	品種登録の年月日
3	農林水産植物の種類及び登録品種の名称
4	育成者権の存続期間
5	育成者権者 住所又は居所 氏名又は名称
この品種は、種苗法第18条第1項の規定により品種登録簿に登録されたことを証明する。	
	年 月 日
	農林水産大臣 氏名

様式第八号の二（第十六条第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書

農林水産大臣 殿 年 月 日

出願者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第21条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 2 出願品種の名称 \_\_\_\_\_
- 3 輸出する行為の制限に係る事項  
(1) 出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（以下「指定国」という。）  
 国を指定しない  
 国を指定する（以下に記載）

(2) 輸出する行為を制限する旨  
 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収獲物を輸出する行為を制限する。

(備考)

3 (1)については、以下のとおり記載する。

(1) 全ての国（登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国を除く。）に対して、出願品種の種苗等の輸出を認めない場合には、「国を指定しない」に「レ」を付す。(2) 特定の国に対して、出願品種の種苗等の輸出を認める場合には、「国を指定する」に「レ」を付し、国名を記載する。ただし、種苗法第21条第2項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。

様式第八号の三（第十六条第一項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第21条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 農林水産植物の種類

学 名（ローマ字）： \_\_\_\_\_

和 名： \_\_\_\_\_

2 出願品種の名称 \_\_\_\_\_

3 生産する行為の制限に係る事項

(1) 出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）

 地域を指定する（以下に記載）  
\_\_\_\_\_(2) (1)による地域の指定と出願品種の産地形成の関係  
\_\_\_\_\_

(3) 生産する行為を制限する旨

 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

(備考)

- 1 3(1)について、特定の地域において、出願品種の種苗を用いることにより得られる収獲物の生産を認める場合には、「地域を指定する」に「レ」を付し、地域名を記載する。地域名の記載に当たっては、生産が制限される範囲が明確になるよう、〇〇県、△△県××市などと具体的に記載する。
- 2 3(2)については、指定する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等について記載する。

様式第八号の四（第十六条第三項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
(指定国の取消し)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第21条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 出願品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取消しを求める事項  
届出に係る指定国の指定の全部を取り消す  
届出に係る指定国の指定の一部を取り消す（取消しを求める指定国を以下に記載）  
\_\_\_\_\_

## 様式第八号の五（第十六条第三項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書  
(指定地域の取消し)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)代理人  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第 21 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名(ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和名 : \_\_\_\_\_
- 4 出願品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取消しを求める事項  
届出に係る指定地域の指定の一部を取り消す(取消しを求める指定地域を以下に記載)  
\_\_\_\_\_

## 様式第八号の六（第十六条の三第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
(指定国の追加)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)代理人  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第 21 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名(ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和名 : \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 指定国の追加に係る事項  
登録品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国(以下「指定国」という。)  
指定国を追加する (以下に記載)  
\_\_\_\_\_

(備考)

登録品種の種苗等の輸出を認める国を追加する場合には、「□」に「レ」を付し、国名を記載する。ただし、種苗法第 21 条第 2 項ただし書に規定する登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国は記載しないこと。

様式第八号の七（第十六条の三第一項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書  
(指定地域の追加)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第21条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 指定地域の追加に係る事項  
(1) 登録品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）  
 指定地域を追加する（以下に記載）  
\_\_\_\_\_
- (2) (1)による地域の指定と登録品種の産地形成の関係  
\_\_\_\_\_

(備考)

- 1 5(1)について、登録品種の種苗を用いることにより得られる収穫物の生産を認める地域を追加する場合には、「□」に「レ」を付し、地域名を記載する。地域名の記載に当たっては、生産が制限される範囲が明確になるよう、○〇県、△△県××市などと具体的に記載する。
- 2 5(2)については、指定する地域の考え方、産地形成における目標、産地形成のための取組等について記載する。

## 様式第八号の八（第十六条の三第二項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
(指定国の追加の取消し)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)代理人  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第 21 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名 (ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和名 : \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取消しを求める事項  
届出に係る指定国の追加の全部を取り消す  
届出に係る指定国の追加の一部を取り消す (取消しを求める指定国を以下に記載)

## 様式第八号の九（第十六条の三第二項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書  
(指定地域の追加の取消し)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)代理人  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第 21 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名 (ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和名 : \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取消しを求める事項  
届出に係る指定地域の追加の全部を取り消す  
届出に係る指定地域の追加の一部を取り消す (取消しを求める指定地域を以下に記載)

## 様式第八号の十（第十六条の四第一項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
(届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 輸出先国の制限の届出の取下げに係る事項  
登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為の制限の届出を取り下げる。

## 様式第八号の十一（第十六条の四第一項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書  
(届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学名（ローマ字）： \_\_\_\_\_  
和名： \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 生産地域の制限の届出の取下げに係る事項  
指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為の制限の届出を取り下げる。



## 様式第八号の十二（第十六条の四第二項関係）

輸出先国の制限に係る特例届出書  
(取下げに係る届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)代理人  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第 21 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学 名 (ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和 名 : \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取下げを求める事項  
輸出先国の制限の届出の取下げに係る届出を取り下げる。

## 様式第八号の十三（第十六条の四第二項関係）

生産地域の制限に係る特例届出書  
(取下げに係る届出の取下げ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)代理人  
住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第 21 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
- 2 品種登録の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類  
学 名 (ローマ字) : \_\_\_\_\_  
和 名 : \_\_\_\_\_
- 4 登録品種の名称 \_\_\_\_\_
- 5 取下げを求める事項  
生産地域の制限の届出の取下げに係る届出を取り下げる。

## 様式第九号（第十八条関係）

## 裁 定 申 請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第28条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 申請に係る育成者権者  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 2 申請に係る登録品種  
品種登録の番号 第 号  
農林水産植物の種類  
登録品種の名称
- 3 協議の経過
- 4 申請の趣旨
- 5 申請の理由
- 6 その他参考となるべき事項
- 7 添付書類の目録  
代理人により裁定を求める場合は、その権限を証明する書面（委任状等）  
(備考)  
7については、添付書類名の前の「」に「レ」を付す。

## 様式第九号の二（第十八条の二関係）

## 判 定 請 求 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人  
住所  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第35条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり判定を求めます。

## 記

- 1 判定に係る登録品種  
品種登録の番号 第 号  
農林水産植物の種類  
登録品種の名称
- 2 判定の対象となる品種
- 3 請求の理由
- 4 その他参考となる事項
- 5 連絡先  
フリガナ  
住所又は居所  
フリガナ  
氏名  
(法人にあっては、法人名、担当部署名及び担当者氏名)  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス
- 6 添付書類の目録  
判定の対象となる品種の植物体の写真  
代理人により判定を求める場合は、その権限を証明する書面（委任状等）  
その他（ ）

(備考)

- 1 3の請求の理由については、以下のとおり記載する。
- (1) 育成者権者及び専用利用権者（以下「育成者権者等」という。）が、第三者が利用する品種について判定を求める場合には、当該第三者に係る情報、当該品種の入手の経緯等を記載する。
  - (2) 育成者権等の侵害を疑われている者が、自己が利用する品種について判定を求める場合には、当該品種の来歴（自己が育成をした場合には育成経過、第三者から取得した場合には取得元等）、育成者権者等から侵害の警告があった事実等について記載する。
  - (3) 請求者が、対象となる品種を登録品種の審査特性と対比して、明確に区別されない（あるいは区別される）と考える根拠を、なるべく具体的に記載する。
- 2 6の添付書類の目録については、添付書類名の前の「□」に「レ」を付す。

様式第九号の三（第十八条の三関係）

現地調査・栽培試験結果報告書  
(判定)

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、判定に係る現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 判定請求の番号 番 号
- 2 判定請求の年月日 年 月 日
- 3 請求者  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 4 代理人  
氏名又は名称：  
住所又は居所：
- 5 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 6 判定の対象となる品種
- 7 調査方法
- 8 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
- 9 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：

様式第九号の三（第十八条の三関係）

10 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

11 調査結果

(1) 区別性の報告

- ① この品種は、  
 判定に係る登録品種の審査特性と明確に区別することができる [ ]  
 判定に係る登録品種の審査特性と明確に区別できない [ ]

② 判定に係る登録品種

品種登録の番号： 番 号  
 農林水産植物の種類：  
 登録品種の名称：

(2) 品種特性表

添付のとおり。

12 その他

13 現地調査・栽培試験実施責任者

氏名：

(備考)

品種特性表をこの報告に添付する。

品種特性表

1 判定請求の番号 番 号

2 請求者

氏名又は名称：  
 住所又は居所：

3 農林水産植物の種類

学名：  
 和名：

4 判定の対象となる品種

5 審査基準の番号

6 現地調査・栽培試験機関名

名称：  
 住所：

7 現地調査・栽培試験場所名

名称：  
 住所：

8 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日

9 特性表

UPW 番号	日本番号	形質	特性	階級値	注記
--------	------	----	----	-----	----

10 登録品種の審査特性及び相違点

(登録品種の名称、登録品種と相違する形質、登録品種の審査特性及び判定の対象となる品種の特性について記載すること。)

11 添付資料

- (1) 写真  
 (2) 登録品種の特性表  
 (3) その他判定に必要な資料

(備考)

- 1 9の特性表において、UPWテストガイドラインでアスタリスク(\*)が付されている形質は本表においてもUPWテストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付すものとする。  
 2 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。  
 3 写真は、判定の対象となる品種の特性が十分確認することができるものであること。

## 様式第九号の四（第十八条の三関係）

手数料納付書  
(判定)

年 月 日

農林水産大臣 殿

請求者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第35条の3第3項で準用する同法第15条の3第1項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 判定請求の番号 第 号
- 2 判定請求の年月日 年 月 日
- 3 判定に係る登録品種  
品種登録の番号 第 号  
農林水産植物の種類  
登録品種の名称
- 4 手数料の通知の日付 年 月 日
- 5 金額  
金額 \_\_\_\_\_円

(ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。)

## 様式第十号（第十九条関係）

品種登録料納付書

年 月 日

農林水産大臣 殿

納付者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）代理人  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第45条の規定に基づき、登録料を下記のとおり納付します。

記

- 1 品種登録の番号 第 号
  - 2 品種登録の年月日 年 月 日
  - 3 農林水産植物の種類
  - 4 登録品種の名称
  - 5 納付年及び金額  
納付年 第 年目  
金額 \_\_\_\_\_円
- 他法律の規定による登録料の特例規定の適用  
法律名 \_\_\_\_\_  
確認書の番号 \_\_\_\_\_
- 種苗法第45条第7項及び第8項の規定による追納  
金額 \_\_\_\_\_円

(ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。)

(備考)

1 5については、以下のとおり記載する。

- (1) 他法律の規定により登録料の軽減を受けようとする場合には、「 他法律の規定による登録料の特例規定の適用」に「レ」を付す。なお、登録料の特例規定がある他法律は次のとおりとなる。
- ・農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第13条第2項
  - ・米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第12条第2項
  - ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第17条第2項
  - ・福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第65条第3項
  - ・花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）第13条第2項
  - ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第42条第2項
- (2) 種苗法第45条第7項及び第8項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「 種苗法第45条第7項及び第8項の規定による追納」に「レ」を付す。なお、(1)により登録料の軽減を受けようとする場合には、当該軽減後の登録料と同額の割増登録料を記載する。

様式第十号の二（第十九条の二関係）

現地調査・栽培試験結果報告書  
（登録品種の調査）

年 月 日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事

下記のとおり、登録品種の現地調査・栽培試験の結果を報告します。

記

- 1 品種登録の番号 番 号
- 2 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 3 登録品種の名称
- 4 調査方法
- 5 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
- 6 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 7 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 8 調査の結論  
登録品種の特性が保持されている [  ]  
登録品種の特性が保持されていない [  ]
- 9 その他
- 10 現地調査・栽培試験実施責任者  
氏名：  
  
(備考)  
品種特性表をこの報告に添付する。

## 品種特性表

- 1 品種登録の番号 番 号
- 2 農林水産植物の種類  
学名：  
和名：
- 3 登録品種の名称
- 4 審査基準の番号
- 5 現地調査・栽培試験機関名  
名称：  
住所：
- 6 現地調査・栽培試験場所名  
名称：  
住所：
- 7 現地調査・栽培試験期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 8 特性表  
UPOV 番号 日本番号 形質 特性 階級値 注記
- 9 調査の結論に至った理由  
(品種登録簿に記載された登録品種の審査特性と異なる特性等、登録品種の特性が保持されている又は保持されていないと判断した理由について記載すること。)
- 10 添付資料  
(1) 写真  
(2) その他判定に必要な資料  
  
(備考)  
1 8の特性表において、UPOV テストガイドラインでアスタリスク(\*)が付されている形質は本表においても UPOV テストガイドラインの形質番号にアスタリスクを付すものとする。  
2 様式中に記載することができない注記は脚注に記載する。  
3 写真は、登録品種の特性が十分確認することができるものであること。

別記様式第十号の三(第二十一条の二関係)



別記様式第十号の四(第二十一条の二関係)



別記様式第十号の五(第二十一条の二関係)





別記様式第十号の六(第二十一条の二関係)



様式第十一号(第二十二条関係)(平19農水命79・命2農水命83・一部改正)

種 苗 業 者 届 出 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第58条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 住所
- 2 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- 3 取り扱う指定種苗の種類
- 4 営業所の所在地

様式第十二号（第二十四条関係）（全）農水省令第三・全図

<p>種 年 月 日 日 時</p> <p>指定郵便業務種別 の 郵便物種別</p>	<p>寄 真</p> <p>寄 氏 名 住 居 地</p>
--	---

<p>1. 郵便物の品名</p> <p>2. 郵便物の内容</p> <p>3. 郵便物の重量</p> <p>4. 郵便物の体積</p> <p>5. 郵便物の形状</p> <p>6. 郵便物の色</p> <p>7. 郵便物のその他</p>	<p>郵便物の品名</p> <p>郵便物の内容</p> <p>郵便物の重量</p> <p>郵便物の体積</p> <p>郵便物の形状</p> <p>郵便物の色</p> <p>郵便物のその他</p>
--	---

（備考）中央京線の折から二つ折りとすること。

様式第十三号(第二十四条関係)

様式第十三号(第二十四条関係)(全農令第六三・全農)

<p style="text-align: center;">第 一 項</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">第 二 項</p> <p style="text-align: center;">姓 名</p> <p style="text-align: center;">生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">第 三 項</p> <p style="text-align: center;">住 居</p> <p style="text-align: center;">第 四 項</p> <p style="text-align: center;">職 業</p> <p style="text-align: center;">第 五 項</p> <p style="text-align: center;">印 章</p>	<p style="text-align: center;">第 六 項</p> <p style="text-align: center;">印 章</p>
--	---

<p style="text-align: center;">第 一 項</p> <p style="text-align: center;">姓 名</p> <p style="text-align: center;">生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">第 二 項</p> <p style="text-align: center;">住 居</p> <p style="text-align: center;">第 三 項</p> <p style="text-align: center;">職 業</p> <p style="text-align: center;">第 四 項</p> <p style="text-align: center;">印 章</p>	<p style="text-align: center;">第 五 項</p> <p style="text-align: center;">印 章</p>
--	---

(備考) 中央の線の部分から二折りとすること。

様式第十四号(第二十六条関係) (平29農水令16・令改、令2農水令83・一部改正)  
指定種苗検査結果報告書

年月日

農林水産大臣 殿

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事(種苗管理担当)

又は  
独立行政法人家畜改良センター  
理事長

種苗法第83条第3項の規定に基づき、下記のとおり指定種苗の検査結果を報告します。

記

第1 指定種苗の表示に関する検査結果(種苗法第59条関係)

1 種苗表示検査結果(総括表)

指定種苗の区分	検査点数	検査結果内訳		
		完全表示	不完全表示	無表示
合 計				

注1: 指定種苗の区分欄には、「野菜」、「工芸農作物」等と記入する。  
注2: 苗については、( ) 内に内数で記入する。

2 種苗表示検査結果

検査対象種苗業者 氏名又は住所 氏名住所 氏名住所 氏名住所	種 類	品 種	表示されている検査項目		生産地	生 産	種子	数	使用農薬	備考
			表示された検査項目	表示された検査項目						

注1: 「2 種苗表示検査結果」は、店頭表示検査において不完全表示又は無表示であった種苗及び集取をした種苗についてのみ記入する。  
注2: 種子については、検査対象種苗業者から種子の表示発芽率まで(品種の検査項目欄を除く。)には表示されている事項を、検査発芽率欄には検査結果の数字を記入する。採種年月又は有効期限欄から使用農薬の使用回数欄

までには、適正な表示である場合にあっては「適」、表示の不備等がある場合にあっては「否」を記入する。

注3: 検査対象種苗業者及び表示されている種苗業者の住所欄には、都道府県名のみを記入する。

注4: 検査対象種苗業者と表示されている種苗業者が同じである場合には、表示されている種苗業者の氏名又は名称欄及び住所欄に「同左」と記入する。

注5: 品種の検査項目の欄には、飼料作物の種子に係る表示内容検査の基準を満たす場合にあっては「適」を、当該基準を満たさない場合にあってはその検査項目名を記入する。ただし、検査の対象とならない品種については、「-」を記入する。

注6: 店頭表示検査において不完全表示又は無表示であった種苗は、該当欄(使用農薬欄を除く。)に「否」を記入する。

注7: 使用農薬欄には、適正な表示(農薬を使用していない場合において、表示がない場合を含む。)である場合にあっては「適」を、不完全な表示である場合にあっては「否」を記入する。「否」を記入した場合にあっては、その内容を備考欄に記入する。

注8: 備考欄には、種苗業者に対して改善報告を求めた内容その他特記すべき事項を記入する。

第2 指定種苗の生産等に関する基準に係る検査結果(種苗法第61条関係)

検査対象種苗業者 氏名又は住所 氏名住所 氏名住所	種 類	品 種	品種の純度	種子伝染性病		純潔種子率	発芽率	含水率	遺伝子組換え種子の混入の有無	備考
				病害名	罹病率(%)					

注1: 検査対象種苗業者の住所欄には、都道府県名のみを記入する。

注2: 純潔種子率欄、発芽率欄及び含水率欄には、検査値が種苗法第61条に基づき定められた基準値を満たしている場合にあっては「適」、基準値を満たしていない場合にあっては「否」を記入する。

注3: 種子伝染性病欄には、検査した病害名及びその罹病率を記入する。

注4: 遺伝子組換え種子の混入の有無欄には、検査した遺伝子組換え種子の品種の名称及びその混入の有無を記入する。

注5: 備考欄には、種苗業者に対して改善報告を求めた内容その他特記すべき事項を記入する。